

第4期総社市障がい福祉計画
(平成27～29年度)

(計画素案)

平成27年1月

岡山県 総社市

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけと期間	1
3	計画の基本指針（基本理念と成果目標及び喫緊の重要課題）	2
	（1）基本理念	2
	（2）成果目標（平成29年度までの目標）と評価指標	2
	（3）喫緊の重要課題	4
4	計画の体系	5
5	計画の策定までの作業過程	6
	（1）総社市議会厚生委員会	6
	（2）総社市障がい者実態調査	6
	（3）障がい者団体との意見交換	7
	（4）総社市障害者施策推進協議会	7
	（5）総社市地域自立支援協議会	7
	（6）パブリックコメント	7

第2章 総社市の現状

1	人口等の動向	9
	（1）人口の推移	9
	（2）人口の構成	10
2	障がい者の状況	11
	（1）身体障がい者*	11
	（2）知的障がい者*	14
	（3）精神障がい者*	16
	（4）発達障がい*	17

第3章 成果目標と評価指標

1	成果目標（平成29年度の数値目標）	19
	（1）福祉施設から地域生活への移行	19
	（2）精神科病院から地域生活への移行促進	20
	（3）障がい者の地域生活の整備	20
	（4）福祉施設から一般就労への移行促進	21
2	評価指標（事業量の見込み量）	23
	（1）障がい福祉サービス等の事業量見込み	23
	（2）地域生活支援事業の事業量見込み	33
	（3）障がい児支援の事業量見込み	43

第4章 喫緊の重要課題

1	ライフステージ*を通じた支援	47
	(1) 将来に向けた夢づくりの推進 【乳幼児・就学期】	47
	(2) 「障がい者千人雇用」の実現 【就労期】	50
	(3) 安心した老後のための居住支援【高齢期】	57
2	相談できる機関の周知と活用	58
3	差別問題への対応	60
4	防災対策の推進	61

第5章 計画の推進体制

1	関係機関等との連携	63
2	計画の進行管理	64

資料編

1	近年の主な法整備	67
2	総社市障害者施策推進協議会条例	69
3	総社市障害者施策推進協議会名簿	70
4	総社市障がい者千人雇用推進条例	71
5	障がい者団体との意見交換	73
6	自立支援協議会の委員から寄せられた意見（一般）	76
7	自立支援協議会の委員から寄せられた意見（事業者）	77
8	用語解説	79

本文中の※がついている単語は、資料編に用語解説があります。
(なお、※は、初出字にのみついています)

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

国の障がい者施策においては、障害者自立支援法に変わる、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）が施行され、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現に向けた法整備が行われ、また、新たに平成28年度から障害者差別解消法も施行されます。

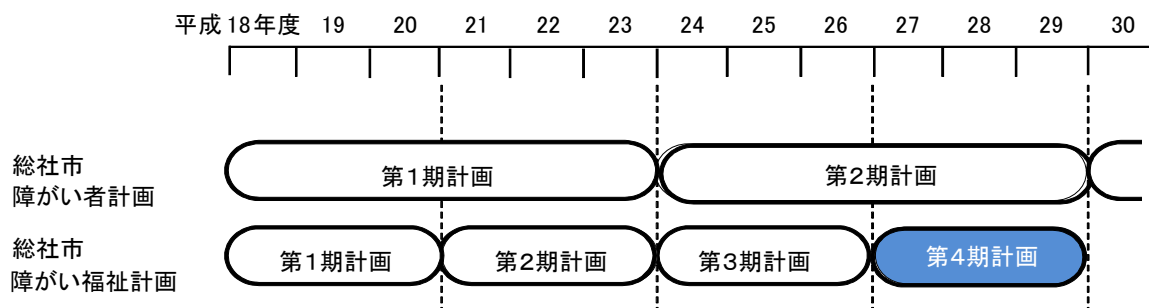
本市では、平成23年度からの5か年計画である「障がい者千人雇用」事業の趣旨を取り入れた「総社市障がい者計画・第3期総社市障がい福祉計画」を平成24年度に策定し、障がい者福祉施策の推進に取り組んできました。

「第4期総社市障がい福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、障害者総合支援法第88条第1項により策定が義務付けられているもので、本市で策定している総合計画や関連計画等を踏まえ、市が障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業のサービス等を提供するための基本的な考え方や数値目標、確保すべきサービス量、確保のための方策を定める計画です。

2 計画の位置づけと期間

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年厚生労働省告示第231号）（以下「国の指針」という。）や総社市総合計画、本市の保健福祉分野における各計画とも整合性を図りつつ策定しました。

本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。



3 計画の基本指針（基本理念と成果目標及び喫緊の重要課題）

本計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（評価指標）、また、喫緊の重要課題を定め、数値目標及び必要なサービス量の確保のための方策を定める必要があります。

（1）基本理念

日常生活・社会生活の福祉的支援が、自立と共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行うため、次のとおり基本理念を掲げます。

自立と共生の社会を実現

障がい者が地域で暮らせる社会に

（2）成果目標（平成29年度までの目標）と評価指標

基本理念を実現するために、本計画の最終年度となる平成29年度に向け、次の4項目について数値目標を成果目標として設定し、この成果達成に必要なサービスの見込量及び確保の方策を示します。

- ①福祉施設から地域生活への移行促進
- ②精神科病院から地域生活への移行促進
- ③障がい者の地域生活の整備
- ④福祉施設から一般就労への移行促進

成果目標	評価指標
①福祉施設から地域生活への移行促進 【成果目標1】 福祉施設入所者の地域生活への移行 ・地域生活移行者の増加 ・施設入所者の削減	○ 当該成果目標を踏まえ、以下の障がい福祉サービス等の必要な量の見込み（評価指標）を定める。 ----- ・生活介護の利用者数，利用日数 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数，利用日数 ・就労移行支援の利用者数，利用日数 ・就労継続支援（A型・B型）の利用者数，

	<p>利用日数</p> <ul style="list-style-type: none"> • 短期入所（福祉型・医療型）の利用者数，利用日数 • 共同生活援助の利用者数 • 地域相談支援（地域移行支援，地域定着支援）の利用者数 • 施設入所支援の利用者数（施設入所者の削減）
<p>②精神科病院から地域生活への移行促進</p> <p>【成果目標2】</p> <p>精神科から地域への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域移行支援・地域定着支援 	<p>○ 都道府県の成果目標を踏まえ，以下の障がい福祉サービス等の必要な量の見込み（評価指標）を定める。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> • 自立訓練（生活訓練）の利用者数，利用日数 • 就労移行支援の利用者数，利用日数 • 就労継続支援（A型・B型）の利用者数，利用日数 • 短期入所（福祉型・医療型）の利用者数，利用日数 • 共同生活援助の利用者数 • 地域相談支援（地域移行支援，地域定着支援）の利用者数
<p>③障がい者の地域生活の整備</p> <p>【成果目標3】</p> <p>地域生活支援拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備 	<p>○ 圏域での拠点整備を検討する。</p>
<p>④福祉施設から一般就労への移行促進</p> <p>【成果目標4】</p> <p>福祉施設から一般就労への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> • 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 • 就労移行支援事業の利用者の増加 • 就労移行支援事業所の就労移行率の増加 	<p>○ 当該性が目標を踏まえ，以下の障がい福祉サービス等の必要な量の見込み（評価指標）を定める。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> • 就労移行支援の利用者，利用日数 • 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数（就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型）

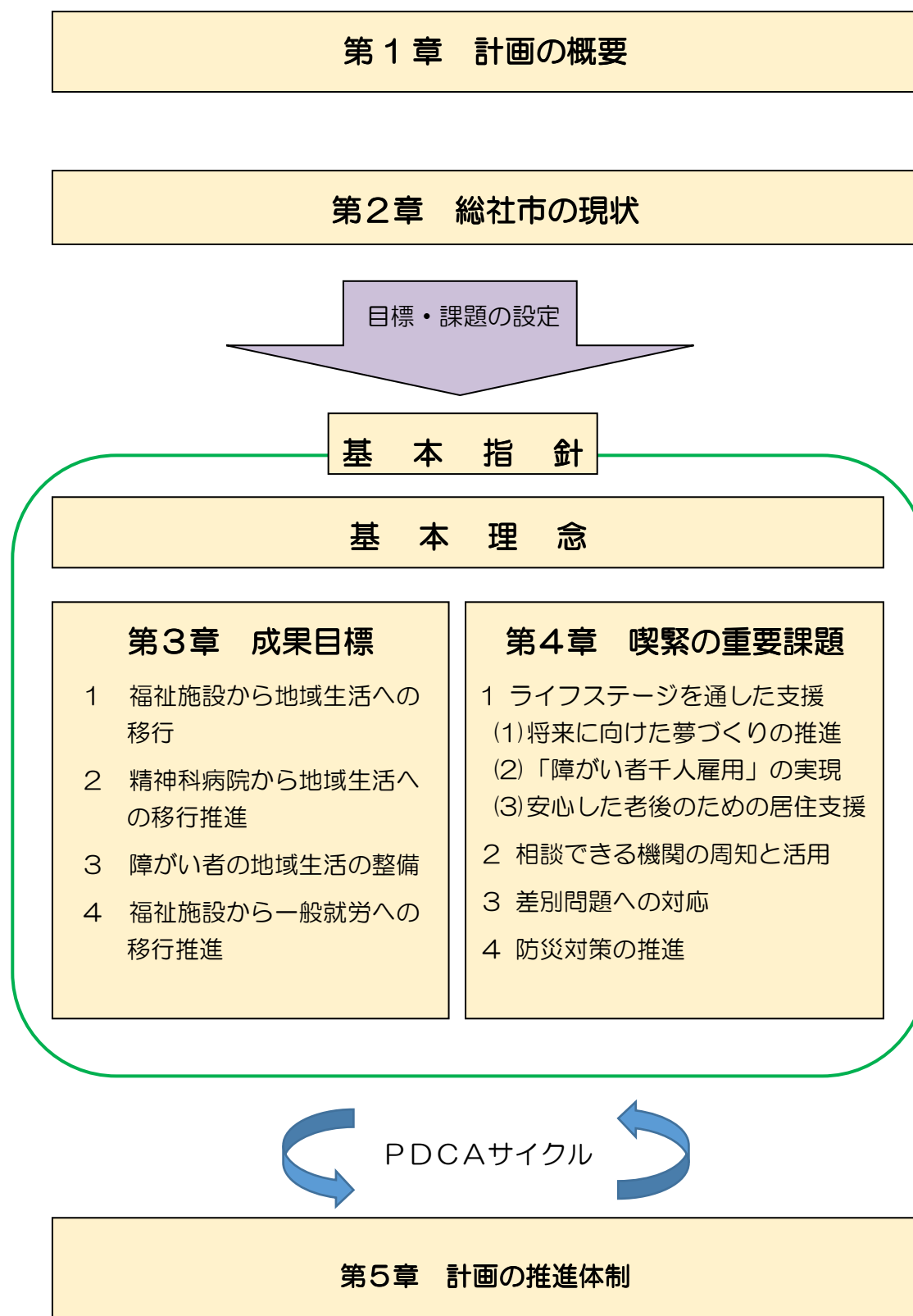
(3) 喫緊の重要課題

障がい者実態調査や各団体等から意見をいただいた施策の現状と課題を踏まえ、本市では、次に掲げる4項目を喫緊の重要課題として取り組んでいきます。

3年間を見据えての「成果目標」とは性質が異なり、喫緊の重要課題については、本計画の初期年度となる平成27年度が、その課題の主体となり、平成28・29年度では、27年度での取り組みをもとに、関係機関や地域との連携などに取り組んでいきます。

- ① ライフステージを通じた支援
 - ・ 将来に向けた夢づくりの推進 【乳幼児・就学期】
 - ・ 「障がい者千人雇用」の実現 【就労期】
 - ・ 安心した老後のための居住支援 【高齢期】
- ② 相談できる機関の周知と活用
- ③ 差別問題への対応
- ④ 防災対策の推進

4 計画の体系



5 計画の策定までの作業過程

障がい者に対する各施策のあり方については、障がい者はもとより、関係機関や広く市民の意見を把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、本計画の策定に当たっては、以下のような取り組みを行いました。

(1) 総社市議会厚生委員会

平成26年4月22日に開催された委員会で、本計画を平成26年度中に策定することを報告しました。

また、平成27年1月15日に開催された委員会で、本計画の概要、基本指針（基本理念と成果目標及び重要課題）について協議しました。

(2) 総社市障がい者実態調査

本計画の策定に関する一部業務を委託するにあたり、指名競争入札を平成26年6月11日及び7月8日に実施しましたが、不成立となったため、7月15日付けで1社と随意契約により委託契約を締結しました。

なお、委託事務の1つとして、障がい者の生活実態やニーズなどを把握分析するため、身体障害者手帳*所持者、療育手帳*所持者及び精神障害者保健福祉手帳*所持者等を対象に実態調査を実施しました。

① 調査の対象と調査方法

身体障害者手帳を所持されている方、療育手帳を所持されている方、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方、自閉症*・情緒障がい者で特別支援学級に通学されている方の保護者に、郵送による配布、回収を行いました。ただし、自閉症・情緒障がい者で特別支援学級に通学されている方の保護者については、学校を通じた配布・回収を行いました。

② 調査の期間

平成26年8月28日～平成26年10月1日

③ 回収結果

	発送数	有効回収数	有効回収率
合計	2,291 通	1,183 通	51.6%
身体障がい者	1,244 通	739 通	59.4%
知的障がい者	490 通	194 通	39.6%
精神障がい者	313 通	151 通	48.2%
自閉症・情緒障がい者で特別支援学級に通学されている方の保護者	244 通	99 通	40.6%

(3) 障がい者団体との意見交換

平成26年12月15日に障がい者団体（総社市身体障がい者福祉協会，総社市手をつなぐ親の会，NPO法人あゆみの会）との意見交換を行い，日常の生活で困っていることなどの生活課題を聞き取りました。

(4) 総社市障害者施策推進協議会

事務局により，各施策分野の資料等の収集，現状・課題の整理，分析を行い，計画素案を作成し，平成27年1月21日付けで総社市障害者施策推進協議会（以下，「協議会」という。）委員へ送付し，意見を求めました。

(5) 総社市地域自立支援協議会

平成19年3月から障がい福祉関係機関が相互に協働し，障がい福祉に関するシステムづくりを推進することと，「障がい者基幹相談支援センター」を適正に運営すること等を目的として「総社市地域自立支援協議会」が設置されています。本計画の策定に際しては，平成26年11月27日から12月10日までヒアリングシートによる意見収集を行いました。この自立支援協議会での協議事項を計画に反映させるとともに，必要に応じて意見を聴取しながら策定しました。

(6) パブリックコメント

計画素案を広く市民に公表し，意見募集（パブリックコメント）を行いました。

○実施期間

平成27年1月23日～平成27年2月13日

○実施方法

市ホームページによる公表及び，市役所・支所・出張所での閲覧

【パブリックコメント後の作業内容は未定のため記載していません】

第2章 総社市の現状

1 人口等の動向

(1) 人口の推移

本市の総人口をみると、平成17年3月の一市二村の合併を経て、平成17年の総人口は67,901人で、平成19年の68,039人をピークに減少傾向にありましたが、平成24年からは、また増加傾向にあり、平成26年の総人口は67,809人となっています。

全人口に占める65歳以上の割合は26.2%であり、平成17年(20.4%)から5.9ポイント増加しているものの比較的緩やかに高齢化が進行している状況であり、15歳未満の人口割合は14%台を維持しています。

図表 1 年齢3区分人口の推移

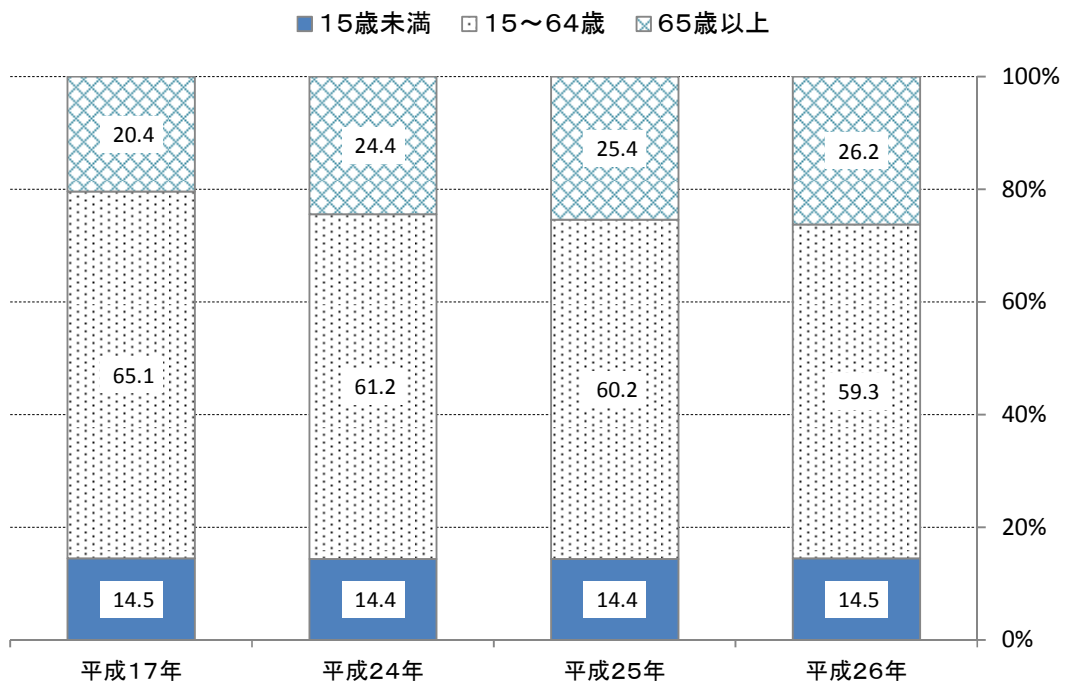
(単位：人)

	平成17年	平成24年	平成25年	平成26年
15歳未満	9,868	9,758	9,778	9,825
15～64歳	44,275	41,448	40,739	40,183
65歳以上	13,845	16,499	17,227	17,801
総人口	67,988	67,705	67,744	67,809

各年11月末日現在

資料：市民課

図表 2 年齢3区分別構成比の推移



各年11月末日現在

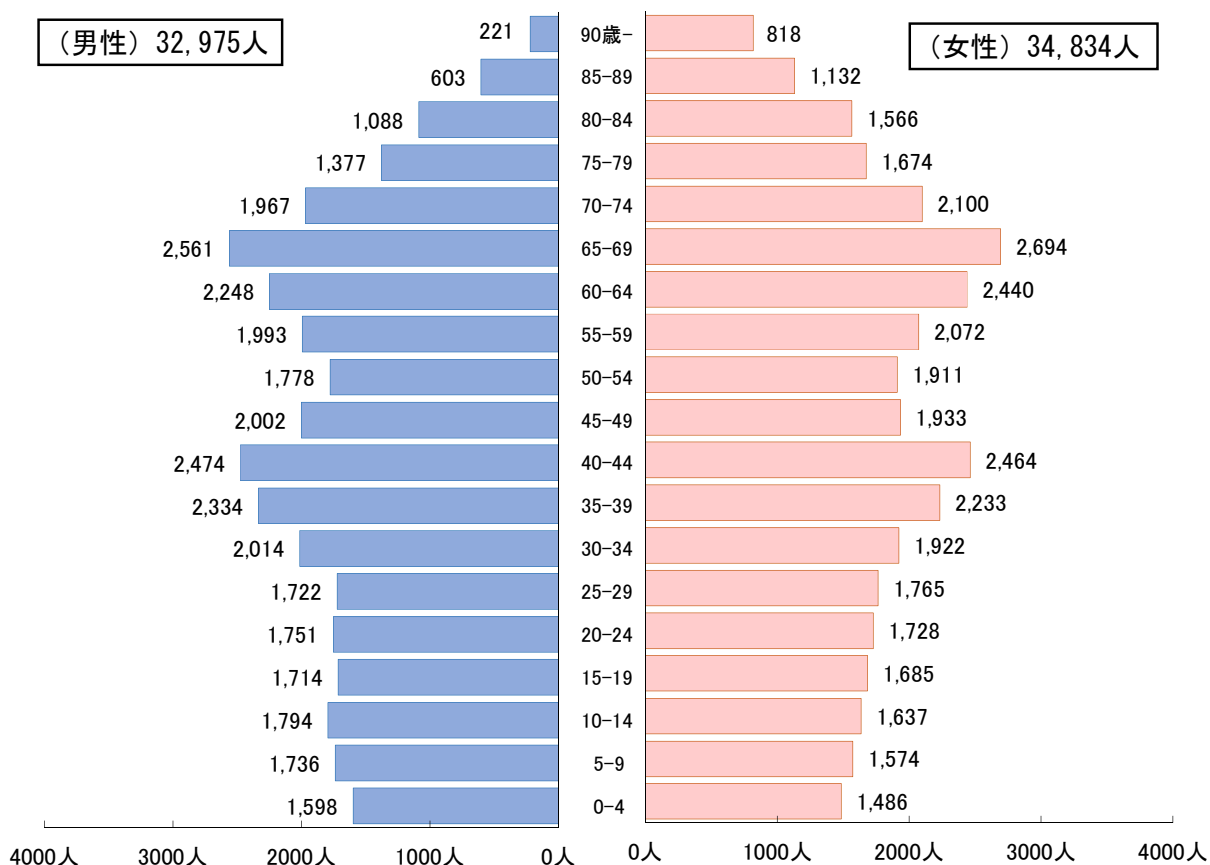
資料：市民課

(2) 人口の構成

平成26年11月末日現在における本市の人口構成は次のとおりです。いわゆる団塊の世代を含む65～69歳が高齢者となっており、今後も高齢化率が徐々に高くなることが推定されます。

図表 3 人口ピラミッド

総人口 67,809人



平成26年11月末日現在

資料：市民課

2 障がい者の状況

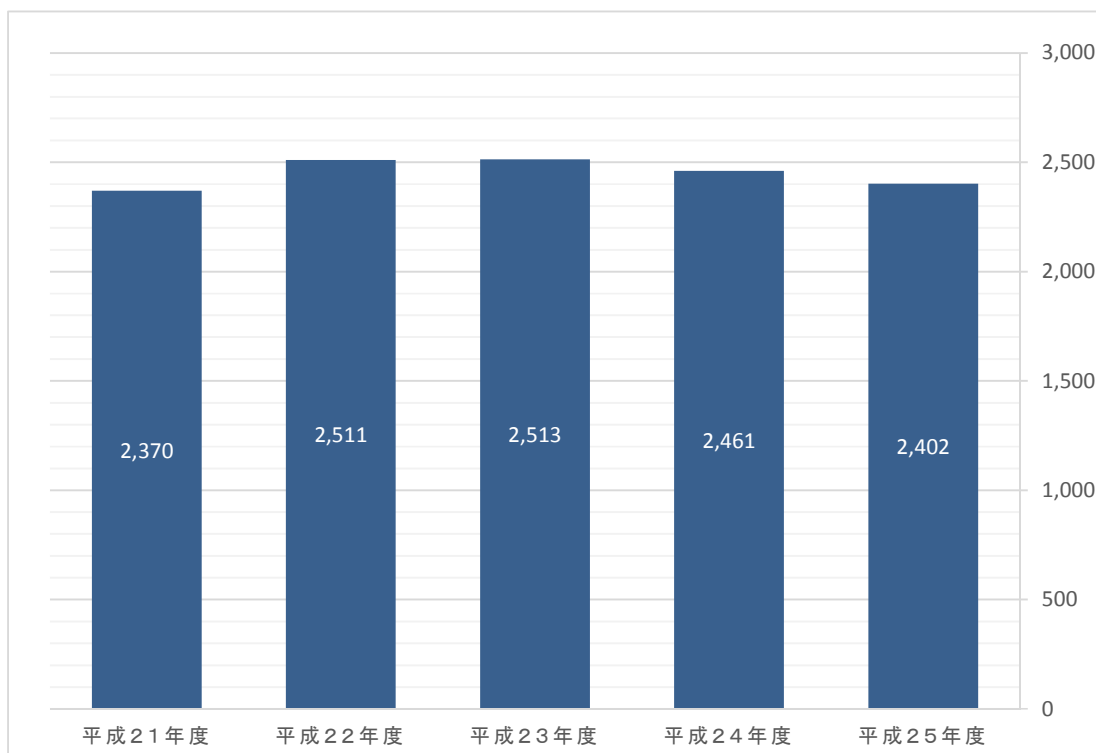
(1) 身体障がい者

平成25年3月末における本市の身体障がい者は2,402人で、そのうち、69.7%が65歳以上となっています。また、65歳以上の身体障がい者のうち、60.7%が肢体不自由、25.8%が内部障がいとなっています。

身体障がい者数の推移をみると、平成21年度末では2,370人であった身体障がい者数は平成25年度末では2,402人と、1.4%増加していますが、直近の3か年でみると減少傾向にあります。

障がい種別の身体障がい者数の推移をみると、過去5年間で音声・言語障がい、36.8%、内部障がい、8.6%増加していることが分かります。

図表 4 身体障害者手帳所持者数の推移



各年度末現在

資料：福祉課

図表 5 身体障害者手帳所持者数

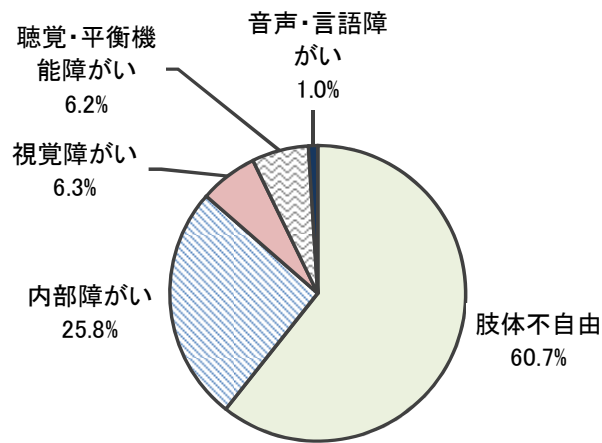
(人)

年齢別	等級別						合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
18歳未満	25	12	12	2	1	5	57
18~64歳	235	116	75	159	57	30	672
65歳以上	494	264	233	486	101	95	1,673
合計	754	392	320	647	159	130	2,402

平成25年度末現在

資料：福祉課

図表 6 障がい種別身体障害者手帳所持者数（65歳以上）

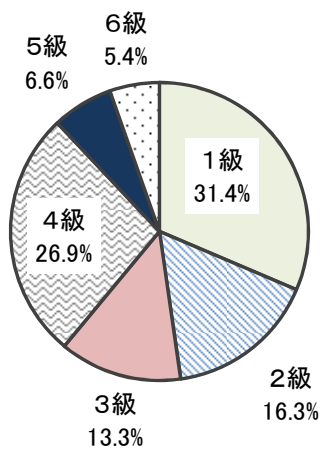


N = 1,673

平成25年度末

資料：福祉課

図表 7 等級別身体障害者手帳所持者数

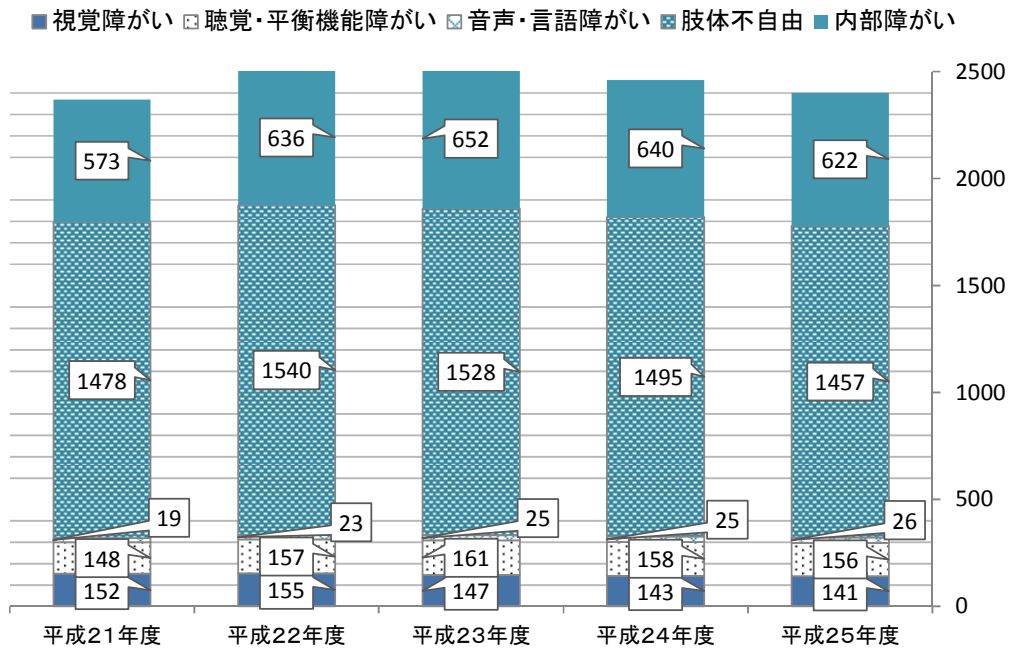


N = 2,402

平成25年度末

資料：福祉課

図表 8 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移



各年度末現在

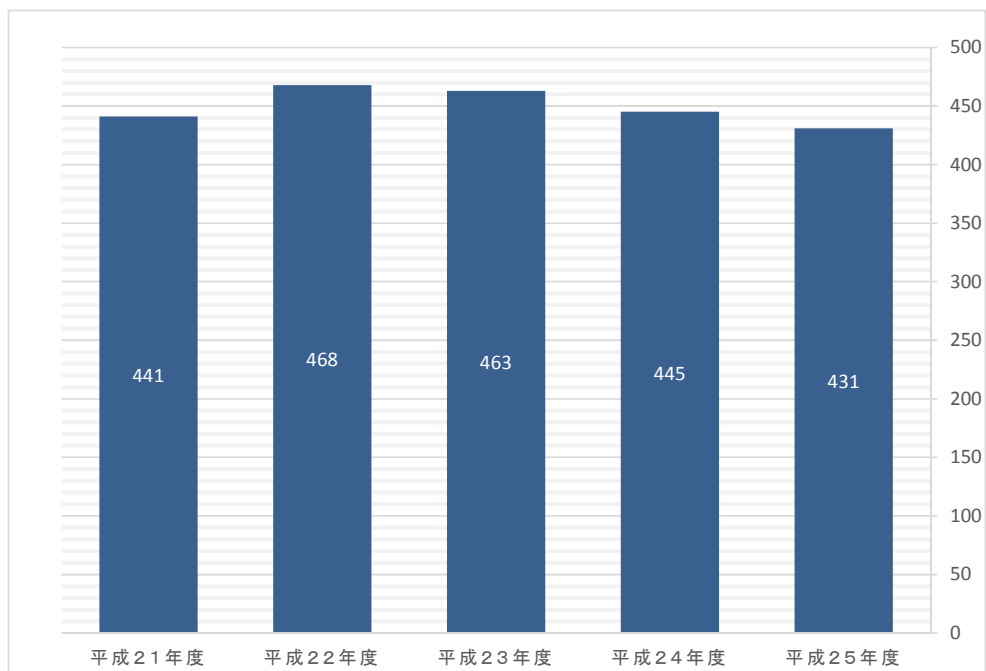
資料：福祉課

(2) 知的障がい者

知的障がい者数の推移をみると、平成22年度末では468人であった知的障がい者数は平成25年度末では431人とやや減少傾向にあります。

障がい程度別の知的障がい者数の推移をみると、過去5年間でA判定は8.6%減少し、B判定は2.4%増加していることが分かります。

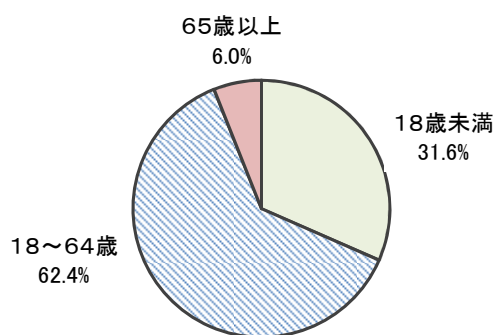
図表 9 療育手帳所持者数の推移



各年度末現在

資料：福祉課

図表 10 年齢階層別療育手帳所持者数



N = 431

平成25年度末

資料：福祉課

図表 11 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

区 分	(人)					4年間の 増加率
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
A判定	187	192	174	172	171	91.4%
B判定	254	276	289	273	260	102.4%
合 計	441	468	463	445	431	97.7%

各年度末現在

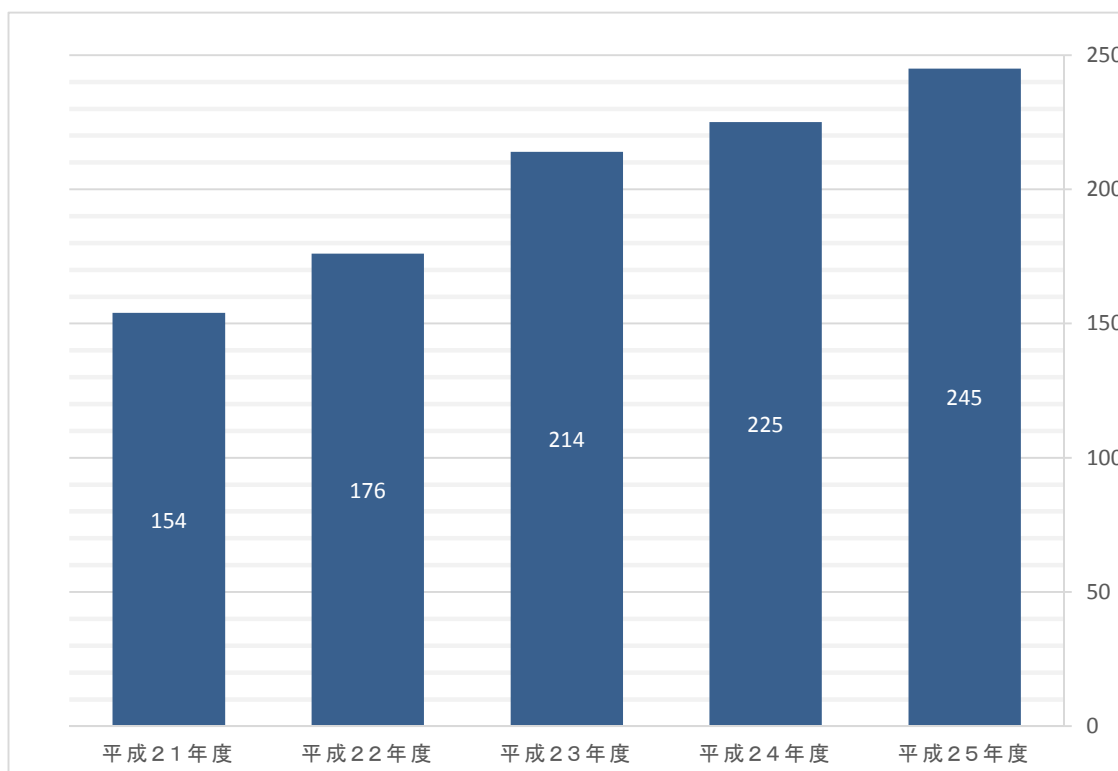
資料：福祉課

(3) 精神障がい者

精神障がい者数の推移をみると、平成22年度末では154人であった精神障がい者数は平成25年度末では245人と、59.1%増加しています。

等級別の精神障がい者数の推移をみると、過去5年間で1級は28.9%、2級は62.1%、3級は135.7%増加していることが分かります。

図表 12 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



各年度末現在

資料：福祉課

図表 13 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	5年間の増減率
1級	45	43	56	55	58	128.9%
2級	95	113	141	143	154	162.1%
3級	14	20	17	27	33	235.7%
合計	154	176	214	225	245	159.1%

各年度末現在

資料：福祉課

(4) 発達障がい

発達障がいの疑いがある児の推移をみると、平成23年度では、1歳6か月児が44人、3歳6か月児が106人であったのが、平成25年度では1歳6か月児が203人、3歳6か月児が213人と266人増加しています。

この推移は、幼稚園や保育所等の集団生活をしていく中で、集団になじめないなどの相談による発達障がいの理解とともに保護者や施設関係者の認識が高くなったことから、近年増加する傾向にあると考えられます。

図表 14 発達障がいの疑いがある児の推移
(乳幼児健診結果)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1歳6か月児	44人 (7.5%)	114人 (20.5%)	203人 (33.7%)
3歳6か月児	106人 (17.9%)	138人 (22.8%)	213人 (35.7%)

各年度末現在

資料：こども課

第3章 成果目標と評価指標

1 成果目標（平成29年度の数値目標）

本計画の最終年度となる平成29年度に向けた数値目標を成果目標として設定し、この成果達成に必要なサービスの見込量及び確保の方策を示します。

（1）福祉施設から地域生活への移行

第3期計画の実績数値（平成23年10月1日時点）における施設入所者のうち、自立訓練等を利用し、平成29年度末までに地域生活へ移行している人の数値目標を設定します。

国の指針では、平成29年度末時点で、平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行すること、施設入所者の4%以上の削減を基本に、地域の実情に応じて目標を設定することとなっています。

平成25年度末までの地域生活移行者数は29人で、平成26年度末までの目標値に対する達成率は116%となっています。

今後、グループホーム^{*}の増加や一般住宅への移行支援も進めることにより、平成29年度の入所者を45人と設定しました。

【成果目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行】

基礎数値	平成23年10月1日現在の施設入所者数	77人
実績	平成25年度末までの施設入所者数	65人
	平成25年度末までの地域生活移行者数	29人
見込みと目標値	平成29年度末の入所型施設入所者数 ^{注1}	45人
	平成29年度末までの削減数 ^{注2}	20人
	平成29年度末までの地域生活移行者数 ^{注3}	30人

注1 平成29年度末の入所型施設入所者数は、現在の施設入所者数から同年度末までの削減数を差し引いた数に退院可能な精神障がい者の訓練系入所者を加算しています。

注2 平成29年度末までの削減数は、平成26年度末までの地域生活移行者数から新規利用による入所型施設入所者数を差し引いた数となります。

注3 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

(2) 精神科病院から地域生活への移行促進

① 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

【成果目標2：精神科から地域生活への移行】

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	0	0	1	5	5	5

平成26年度の実績は平成26年9月実績

② 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

【成果目標2：精神科から地域生活への移行】

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	0	1	1	5	8	8

平成26年度の実績は平成26年9月実績

(3) 障がい者の地域生活の整備

国の指針では、障がい者の地域での生活を支援するため、平成29年度末までに、地域生活支援拠点等として、各市町村又は各圏域に少なくとも一か所を整備することとされている。

本市においては、圏域での拠点整備を検討していきます。

【成果目標3：地域生活支援拠点の整備】

目標値	平成29年度末までの圏域での拠点整備数	1か所
-----	---------------------	-----

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

前計画では、平成26年度における障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を15人と設定していましたが、平成25年度末までに一般就労に移行した障がい者は、3人となっています。計画の目標の設定に当たっては、国の指針を踏まえると平成29年度の年間一般就労移行者数は6人以上の設定となりますが、障がい者千人雇用を目指し、第3期計画の目標数値の15人を見込みます。

【成果目標4：福祉施設から一般就労への移行】

基礎数値	平成23年10月1日までの一般就労移行者数	0人
3期目標	平成26年度における一般就労移行者数	15人
実績	平成25年度における一般就労移行者数	3人
目標値	平成29年度の年間一般就労移行者数	15人

② 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度末における福祉施設の利用者数のうち、就労移行支援事業の利用者数の数値目標を設定します。

本市における平成25年度末における福祉施設利用者298人のうち就労移行支援事業の利用者は7人となっています。

目標の設定に当たっては、国の指針を基本として実績及び地域の実情を踏まえた上で設定しています。

【成果目標4：福祉施設から一般就労への移行（就労移行支援事業の利用者数）】

実績	平成25年度末における福祉施設利用者数 ^注	298人
	平成25年度末における就労移行支援事業利用者数	7人
見込みと目標値	平成29年度末の福祉施設利用者数	434人
	平成29年度末の就労移行支援事業利用者数	12人

注 福祉施設利用者数とは、生活介護、自立訓練（機能訓練／生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）のいずれかを利用している人数を指します。

③ 就労継続支援（A型・B型）事業の利用者の割合

平成29年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、就労継続支援（A型）事業の利用者割合の数値目標を設定します。

目標の設定に当たっては、国の指針を踏まえた上で、障がい者千人雇用を目指した数値を設定しています。

【成果目標4：福祉から一般就労への移行（就労継続支援事業利用者の割合）】

実績	平成26年10月1日現在の就労継続支援（A型）事業の利用者数	104人
	平成26年10月1日現在の就労継続支援（B型）事業の利用者数	91人
見込みと目標値	平成29年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数	140人
	平成29年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者数	120人
見込みと目標値	平成29年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者数	260人
	平成29年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の就労継続支援（A型+B型）事業利用者数に占める割合	53.8%

2 評価指標（事業量の見込み量）

本計画における「成果目標」に従い、障がい福祉サービスの見込み量を算出し、評価指標とします。

第3期計画期間中のサービス利用実績と今後の事業所の事業展開意向等を踏まえ、本計画における各種サービス事業量を見込みました。

就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）については、国の指針を踏まえた上で障がい者千人雇用を目指した数値を設定しています。

（1）障がい福祉サービス等の事業量見込み

1 訪問系サービス

① 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 （人／月）	53	60	54	60	65	70
利用時間 （時間／月）	957	936	943	1,140	1,235	1,330

平成26年度の実績は平成26年9月実績

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 （人／月）	1	3	3	3	3	3
利用時間 （時間／月）	216	372	384	180	180	180

平成26年度の実績は平成26年9月実績

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 （人／月）	5	6	6	6	10	10
利用時間 （時間／月）	63	70	72	60	100	100

平成26年度の実績は平成26年9月実績

④ 行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 （人／月）	0	4	5	5	6	7
利用時間 （時間／月）	0	30	51	50	60	70

平成26年度の実績は平成26年9月実績

⑤ 重度障がい者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 （人／月）	0	0	0	1	1	1
利用時間 （時間／月）	0	0	0	4	4	4

平成26年度の実績は平成26年9月実績

(①～⑤合計)

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	59	73	68	75	85	91
利用時間 (時間/月)	1,236	1,408	1,450	1,434	1,579	1,684

・サービス見込量の単位 人/月：1か月当たりの利用人数，時間/月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間），人日/月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

・平成26年度の実績は平成26年9月実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 居宅介護については、平成24年度から26年度の利用実績から見込量を推計しました。計画相談支援により利用者が増えることを考慮しました。
- 重度訪問介護については、平成26年9月時点の利用実績から、3か年の利用者数を推計しました。
- 同行援護については、視覚障がいのある人の移動支援事業の実績をもとに、利用増加を考慮して推計しました。
- 行動援護については、地域生活支援事業である移動支援事業を代替として利用する傾向があります。本計画においては、平成26年9月時点の利用実績をもとに、年間1名ずつの増加としました。
- 重度障害者等包括支援については、現在まで利用者はいませんが、本計画においては、支給量確保の観点から1名の利用を見込みました。

◆ 見込量を確保するための方策

- 個々の障がい者にふさわしいサービス提供事業者を選ぶことのできるように情報提供を行うとともに、多様な事業者の参入を促進します。
- 必要としている障がい者に十分なアプローチができていない面もあると考えられるため、相談支援事業の強化を行う必要があります。

2 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 （人／月）	106	105	118	130	140	150
利用時間 （人日／月）	2,086	2,043	2,108	2,340	2,520	2,700

平成26年度の実績は平成26年9月実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 旧体系施設（入通所授産施設、入通所更生施設等）の新体系への移行に伴い、利用実績が増加しています。平成27年度は、新規事業者の参入を考慮し、利用者数を推計しました。

◆ 見込量を確保するための方策

- 個々の障がい者にあった事業所を選択することができるよう、広く情報提供を行うとともに、多様な事業者の参入を促進します。
- 利用者の実態把握に努め、施設との連絡調整の強化に努めます。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■ 自立訓練（機能訓練）

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 （人／月）	0	0	0	1	1	1
利用時間 （人日／月）	0	0	0	22	22	22

平成26年度の実績は平成26年9月実績

■ 自立訓練（生活訓練）

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 （人／月）	5	7	2	3	3	3
利用時間 （人日／月）	127	156	62	66	66	66

平成26年度の実績は平成26年9月実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 機能訓練については、事業所自体が県下において極めて少ないため、利用実績がありません。生活訓練についても、平成26年9月利用実績では、2名の利用があるのみです。
- 生活訓練については、数名の利用があるため、実績をもとに推計しました。

◆ 見込量を確保するための方策

- 今後、サービス提供事業者の動向に注意するとともに、利用者のニーズに合った施設の情報収集に努め、利用調整を進めます。

③ 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 （人／月）	5	7	6	10	15	20
利用時間 （人日／月）	98	126	121	210	315	420

平成26年度の実績は平成26年9月実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 移行支援事業所自体が少ないため、利用者は伸びていませんが、障がい者千人雇用を目指して、一般就労を進めていくため、年間5人の利用増を見込みます。

◆ 見込量を確保するための方策

- 就労移行支援は、一般就労を進める上からも重要な役割を担うサービスと考えられるため、関係機関との連携を密にし、サービスの強化に努める必要があります。
- 一般就労を希望する人には、「障がい者千人雇用センター」「障がい者就業・生活支援センター」「就労支援ルーム」等の関係機関との連携を図り、職場開拓や就労準備、職場定着などの就労支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に行います。

④ 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 （人／月）	60	87	104	120	130	140
利用時間 （人日／月）	1,239	1,707	2,118	2,520	2,730	2,940

平成26年度の実績は平成26年9月実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 平成23年度に初めて市内に就労継続支援（A型）事業所ができ、今後も事業所の増加が見込まれます。
- 障がい者千人雇用を目指して就労を進めていくため、年10人の利用増を見込みます。
- 本計画における平成29年度の見込量については、就労継続支援の利用者（A型＋B型）のうち、5割以上がA型を利用するものとして増加を見込みます。

◆ 見込量を確保するための方策

- 就労継続支援（A型）は、一般就労を進める上からも重要な役割を担うサービスと考えられるため、関係機関との連携を密にし、サービスの強化に努める必要があります。
- 利用を希望する人には、「障がい者千人雇用センター」「障がい者就業・生活支援センター」「就労支援ルーム」等の関係機関との連携を図り、職場開拓や就労準備、職場定着などの就労支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に行います。

⑤ 就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 （人／月）	71	92	91	100	110	120
利用時間 （人日／月）	1,329	1,689	1,688	1,800	1,980	2,160

平成26年度の実績は平成26年9月実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 平成23年度に新規事業所が開設し、平成27年度からも、新規事業所の開設が予想されるなど、利用実績が増加していくものと考えられます。
- 本計画における平成29年度の見込量については、障がい者千人雇用を目指して年間10人程度の増加を見込みます。

◆ 見込量を確保するための方策

- 障がい者にとって、適切なサービスを利用することができるよう、事業者や特別支援学校等との連携を強化するとともに、利用者や家族の意向を適切に把握する必要があります。
- 工賃の増加を図る方策を施設事業者とともに考えていく必要があります。
- 利用を希望する人には、「障がい者千人雇用センター」「障がい者就業・生活支援センター」等の関係機関との連携を図り、情報提供を含めた必要な支援を行います。

⑥ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 （人／月）	14	13	13	14	15	16

平成26年度の実績は平成26年9月実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 平成26年度は13名の利用があり、今後の増加は3年間に3人と見込みます。

◆ 見込量を確保するための方策

- 予算を確保し、サービスを必要とする場合に対応できるよう努めます。

⑦ 短期入所

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 （人／月）	9	11	16	18	20	22
利用時間 （人日／月）	40	50	77	126	140	154

平成26年度の実績は平成26年9月実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 平成26年9月現在の支給決定者数は103名です。利用に備え、見込量を確保する必要がありますが、利用実績から1年に2人の増加を見込みました。

◆ 見込量を確保するための方策

- 短期入所については、急を要する利用や事情により支給決定量を上回る利用も想定されるため、真に必要な際には適切な対応を行います。

3 居住系サービス

① 共同生活援助

共同生活援助は、就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている知的障がい者・精神障がい者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において相談や食事提供その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

なお、平成26年度から、共同生活援助と共同生活介護は、共同生活援助に一元化されました。

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 （人／月）	34	41	44	50	60	70

平成26年度の実績は平成26年9月実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 共同生活援助については、施設設置が進んでいませんが、障がい者千人雇用施策の一部として、施設設置及び利用者の拡大を図ることを前提に、3年間で20人の伸びとします。

◆ 見込量を確保するための方策

- 障がいの程度に応じて、援助を受けながら地域で生活できる共同生活援助（グループホーム）の整備を推進するために、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。

② 施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人又は生活介護の対象となっている障がいのある人に対して夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 （人／月）	67	64	64	65	55	45

平成26年度の実績は平成26年9月実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 平成24年度に、市内の旧体系の入所サービス事業者が新体系へ移行したため、移行予定人数を20人としました。退所者を年10人程度、新規利用者は年1人増を見込んでいます。

◆ 見込量を確保するための方策

- 地域で自立した生活が困難な利用者の意向を尊重し、必要なサービスが受けられるよう、事業者との連絡調整を行います。
- 入所を必要とする障がい者やその家族に、入所施設に関する情報提供や施設入所利用調整に関する支援を行います。

4 相談支援

① 計画相談支援

障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成するサービスです。平成24年度からの支給決定プロセスの見直しにより、支給決定の参考資料としてサービス等利用計画の作成が求められております。

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 （人／月）	20	44	25	30	30	30

平成26年度の実績は平成26年9月実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 本市においては、平成24年度から従来のサービス利用計画の対象者の範囲が段階的に拡大され、平成26年度には、障がい福祉サービス利用者全員が対象となっています。そのニーズに対応していくためには、相談事業者を確保する必要があります。
- 本計画においては、新たな相談支援の枠組みや、見込量に対する国の考え方を踏まえて、これらの必要量を見込みました。

◆ 見込量を確保するための方策

- 利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、総社市地域自立支援協議会を核として指定相談支援事業者、サービス提供事業者、関係機関などとの連携・協力を進め、相談支援体制の強化に取り組みます。
- 24時間体制の相談支援について検討する必要があります。
- サービス利用計画の対象者の拡大により、ニーズの増大が見込まれるため、サービス事業者に対し参入を促し、事業者の確保に努めます。

(2) 地域生活支援事業の事業量見込み

本市では、障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

1 相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

区 分			第3期（実績）		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
相 談 支 援 事 業	障害者相談支援事業	（か所）	3	3	3
		（件/年）	3,483	3,202	2,350
	地域自立支援協議会	（か所）	1	1	1

平成26年度の実績は平成26年11月実績

区 分			第4期（見込み）		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
相 談 支 援 事 業	障害者相談支援事業	実施か所数	3	3	3
	地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
	成年後見制度*利用支援事業	実施の有無	有	有	有

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 現在、障害者相談支援事業については、社会福祉法人総社市社会福祉協議会に委託し、地域の相談支援の拠点として「障がい者基幹相談支援センター」の設置をしていますが、新たな相談支援の創設に伴い、相談対象者の増大に向けて、相談支援の事業者を確保していく必要があります。
- 地域自立支援協議会については、社会福祉法人総社市社会福祉協議会を中心に当事者団体・家族会、障がい者施設・サービス提供事業者、民生委員児童委員、行政機関、教育関係機関等の代表者により平成18年度に設置され、現在では、6つの部会等で定期的に協議を行っています。

- 成年後見制度利用支援事業(市長による審判請求, 低所得者の利用助成)については, 平成20年度から実施しており, 平成25年度に, 市長による審判請求が12件ありました。

◆ 見込量を確保するための方策

- 相談支援事業については, 利用者が必要なサービスを適切に受けることができるよう, 更に充実, 強化していく必要があります。今後は, 障がい福祉サービスの対象者全員にサービス利用計画を策定するため, それぞれの障がい者や障がい児のライフステージに応じたケアマネジメントを行い, より専門的な相談支援の実施を図る体制づくりが求められます。
- 相談しやすい窓口づくり, 訪問調査の充実, 包括的な支援の強化, 関係機関の連携強化等に取り組みます。
- 地域自立支援協議会では, 障がい福祉の課題の協議や個別の相談ケースの検討をしていますが, 今後も地域の障がい福祉を推進する中核的な役割を果たす機関として, 新たにサービス利用計画等の質の向上を図るための体制づくりや地域移行のネットワークの強化が必要となります。

◎ 総社市地域自立支援協議会の概要

○協議会で協議する内容

- (1)相談支援事業所の運営評価に関する事項
- (2)困難事例への対応の調整に関する事項
- (3)地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
- (4)地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5)その他, 事業を推進するために必要とされる事項

○部会等(平成26年10月現在)

- (1)こどもに寄り添う部会
- (2)相談支援事業所連絡会
- (3)日中一時支援連絡会
- (4)日中活動事業所連絡会
- (5)住まいを考える部会
- (6)障がい者理解啓発パンフレット作成プロジェクトチーム

2 コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能に障がいのある人に対して手話通訳者を派遣する事業や要約筆記奉仕員を派遣する事業、また、手話通訳者を設置する事業を通じて、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。

区 分			第3期（実績）			第4期（見込み）		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
コミュニケーション 支援事業	手話通訳者 設置事業	実設置者 (人/年)	1	1	1	1	1	1
	手話通訳者等 派遣事業	実利用件数 (件/年)	256	204	151	250	250	250

平成26年度の実績は平成26年9月末までの実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- コミュニケーション支援事業については、市福祉課に手話通訳者（市嘱託員）1名を配置し、窓口対応や各種会議への出席等に従事しているほか、手話サークルとの連絡調整など事業の中心となっています。
- 手話奉仕員の派遣事業については、社会福祉法人総社市社会福祉協議会に委託し、養成講座修了後登録していただいた手話奉仕員（平成25年度登録者30名）を利用者からの要請で派遣していますが、平成25年度実績では年間延べ3件でした。
- 手話通訳者（平成25年度登録者5名）の派遣については、市民会館などで行われた講演や大会などでの手話通訳等、平成25年度年間延べ70件の利用がありました。
また、要約筆記者（平成25年度登録者16名）についても、ボランティアサークルの協力で派遣要請に応じており、平成27年度以降は年間5件程度を見込みます。

◆ 見込量を確保するための方策

- 手話通訳者（市嘱託員）については、引き続き1名を市に配置するとともに、障がい福祉サービス申請等の相談にも対応できるよう充実を図ります。
- 手話奉仕員、手話通訳者の派遣事業については、社会福祉法人総社市社会福祉協議会に委託するとともに、要約筆記や手話のボランティアサークル活動についても、福祉ボランティア団体への助成事業を通して支援します。

3 日常生活用具給付事業

日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

区 分		第3期（実績）			第4期（見込み）		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護・訓練支援用具	(件/年)	3	3	2	5	5	5
自立生活支援用具	(件/年)	12	12	8	15	15	15
在宅療養等支援用具	(件/年)	14	6	8	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	(件/年)	8	23	25	30	30	30
排泄管理支援用具	(件/年)	1,385	1,387	1,398	1,500	1,600	1,700
住宅改修費	(件/年)	2	3	2	5	5	5

平成26年度の実績は平成26年11月末までの給付決定件数

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 人工肛門患者のためのストマ装具や脳原性運動機能障がいなどで意思表示が困難な障がい児のための紙おむつなど排泄管理支援用具の給付は、平成26年10月から、紙おむつの対象者の範囲を広げるなど、年々増加傾向にあります。その他の日常生活用具については、概ね第3期計画の見込み範囲内となっていますが、情報・意思疎通支援用具については、平成25年度から人工内耳用電池を、平成26年度からは人工内耳体外装置を用具に追加しており、今後も増加傾向にあります。また、本計画における平成29年度の見込量については、排泄管理支援用具を年間100件増とします。

◆ 見込量を確保するための方策

- 日常生活用具の給付内容については、従来の国の支給基準に準じて定めていますが、今後、必要に応じて新たな用具を追加するなど見直しも検討します。
- 利用者の増大に合わせて、必要な予算の確保に努めます。

4 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区 分		第3期（実績）			第4期（見込み）		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
移動支援事業	（か所）	16	17	14	19	20	21
	（人/月）	34	40	38	42	44	46
	（時間/月）	191	208	214	220	230	240

1ヶ月当たりの実利用人数（人/月）を記載しています。

平成26年度の実績は平成26年10月実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 移動支援事業については、個別の移動支援（個別支援型）として実施しており、平成26年10月末現在で97人の利用決定者がいます。
- 地域で自立した生活に必要な移動支援サービスに対するニーズは、年々高まっています。
- 従来の移動支援内容以外（児童の余暇活動等）の利用については、対象範囲（利用内容、対象年齢等）の拡大の要望も多いので、支給内容を慎重に検討する必要があります。

◆ 見込量を確保するための方策

- 移動支援事業については、利用目的を社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出としていますが、利用者の意見を聞きながら、対象範囲（利用内容、対象年齢等）を検討していく必要があります。
- 利用者の便宜を図るため、事業の実施を委託している市内外の事業者についての情報を収集、提供する必要もあります。
- 現在は、個別支援のみ行っていますが、グループ支援型については、安全面や人材の確保の点などからサービス提供者と協議の上、今後の実施の可能性を見極めます。

5 地域活動支援センター事業

利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者(児)に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します。地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

区 分		第3期（実績）		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地域活動支援センター Ⅰ型	（か所）	1	1	1
	（人日/月）	187	167	185
地域活動支援センター Ⅱ型	（か所）	1	1	1
	（人日/月）	160	175	171
地域活動支援センター Ⅲ型	（か所）	2	2	2
	（人日/月）	469	229	253

平成26年度の実績は平成26年9月実績

区 分		第4期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
地域活動支援センター Ⅰ型	実施箇所数（か所）	1	1	1
	実利用者数（人/月）	20	20	20
地域活動支援センター Ⅱ型	実施箇所数（か所）	1	1	1
	実利用者数（人/月）	15	15	15
地域活動支援センター Ⅲ型	実施箇所数（か所）	2	2	2
	実利用者数（人/月）	50	50	50

◆ **利用状況及び本計画における見込量設定の考え方**

- 市内には、Ⅰ型が1か所、Ⅱ型が1か所、Ⅲ型が2か所で地域活動支援センター事業を行っています。利用者数は、横ばいですが、今後は利用者を増やすために、事業内容の検討が必要です。本計画においても、第3期計画と同様の目標値とします。

◆ **見込量を確保するための方策**

- 地域活動支援センター事業については、障がい者の日中活動の場として、各市町村とも柔軟な取り組みが期待されるものです。
- 地域活動支援センターⅡ型事業については、活動支援センター事業として、さらに特色のある事業内容を委託事業者とともに考えていく必要があります。
- 地域活動支援センターⅢ型事業については、精神に障がいがある人が主に利用しています。今後病院からの退院促進を強化していく上からも、重要な役割を果たしていくことが期待されます。
- 本事業については、安定した事業運営を図るため、引き続き委託事業として実施していきます。

6 生活支援事業

日常生活上必要な訓練・指導をはじめ、本人活動支援、精神障がい者及びその家族等の団体が行う社会復帰に関する情報提供や、精神障がい者に対するボランティア活動への支援などを行い、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進していきます。

区 分		第3期（実績）			第4期（見込み）		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活支援事業 (福祉機器リサイクル事業)	(人/年)	2	0	0	1	1	1
	(回/年)	10	0	0	5	5	5

平成26年度の実績は平成26年10月実績

◆ **利用状況及び本計画における見込量設定の考え方**

- 福祉機器リサイクル事業は、家庭等で不要となった介護用品を引き取り、修理及びリメイクした後、必要とする利用者に無料で貸し出しするものです。社会福祉法人総社市社会福祉協議会に委託し、実施していますが、ここ2か年は実績がありませんが、今後も毎年度1件程度を見込んでいます。

◆ **見込量を確保するための方策**

- 今後も事業を継続しますが、事業内容の広報等情報提供を行っていく必要があります。

7 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

区 分		第3期（実績）			第4期（見込み）		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
日中一時支援事業	（か所）	29	30	30	32	33	34
	（日人/月）	651	693	371	750	780	810

平成26年度の実績は平成26年10月実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 日中一時支援事業については、平成26年10月末現在で181人の利用決定者がいますが、平成26年4月から10月までの月平均の実利用者は85人です。
- 児童の利用が増加しており、今後も伸びることが予測されるため年間延べ30人増とします。

◆ 見込量を確保するための方策

- 障がい児については、日中一時支援事業と放課後等デイサービス事業との役割分担を明確にし、利用者の目的に応じた適切な支給決定が必要です。
- 利用者の便宜を図るため、事業の実施を委託している市内外の事業者についての情報を収集、提供する必要もあります。

8 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流、障がい者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障がい者のために点訳や音訳により、市の広報を定期的に提供します。また、手話等の奉仕員の養成や自動車運転免許の取得・改造にかかる費用の一部の助成など、障がい者への支援により、社会参加を促進していきます。

区 分		第3期（実績）			第4期（見込み）		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	（回）	1	1	1	1	1	1
	（人/年）	50	45	50	50	50	50
点字・声の広報等発行事業	（種類）	2	2	2	2	2	2
	（人/年）	326	331	340	340	345	350
奉仕員養成研修事業	（講座）	2	2	1	2	2	2
	（人/年）	136	358	150	360	150	360
自動車運転免許取得等事業	（件/年）	1	2	3	3	3	3

- ・平成26年度の実績は年間見込
- ・点字・声の広報発行等事業における年間回数は、のべ発行回数（部数）
- ・奉仕員養成研修事業における年間人数は、のべ参加人数

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、毎年、障がい者スポーツ・レクリエーション大会を開催しています。
- 点字・声の広報等発行事業については、ボランティア団体の協力で、広報紙の点訳版及び録音版を作成しており、点訳版の利用者が5名、録音版が7名の利用があります。
- 奉仕員養成研修事業については、社会福祉法人総社市社会福祉協議会に、手話奉仕員養成講座（入門及び基礎）、要約筆記奉仕員養成講座（隔年）、点訳奉仕員養成講座を委託していますが、参加希望者がいないなどの理由で、全てを実施できていません。手話奉仕員養成講座については、平成24年度は聴覚障がい者の講師が確保できないため、入門講座のみ実施します。
- 自動車運転免許取得等事業については、自動車運転免許取得助成及び改造助成の実績件数から毎年3件ずつ見込んでいます。
- 4事業とも継続実施することとし、本計画における見込量については、ほぼ例年どおりとします。

◆ 見込量を確保するための方策

- スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、現在のスポーツ大会が年1回で参加者も限られていることから、今後、地域活動支援センターにおける日中活動と関連づけて実施していくなど内容を検討する必要があります。
- 点字・声の広報等発行事業及び奉仕員養成研修事業については、ボランティアグループの協力が不可欠なものとなっており、ボランティア活動活発化事業による活動助成やボランティア募集の広報などを通して、活動を支援していくことが必要です。
- 全国的に奉仕員養成講座参加者の減少や講座修了後に奉仕員登録に結びつかない傾向があることや奉仕員の活動の場が少ないことも課題となっています。

9 訪問入浴サービス事業

在宅で身体の障がいの理由で臥床している重度身体障がいの方に、入浴の機会を提供し、身体の清潔と健康の維持を図るため、居室内に浴槽等を搬入して入浴サービスを実施するものです。

区 分		第3期（実績）			第4期（見込み）		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
訪問入浴サービス 事業	実施箇所数 （か所）	2	2	1	2	2	2
	実利用者数 （人／年）	4	4	3	4	4	4

平成26年度の実績は平成26年11月実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 訪問入浴サービス事業については、平成20年度から実施しています。週1回の利用で、平成26年11月末現在で3名の利用があります。
- 本計画においては、現在の利用者数をもとに1名増員を見込みます。

◆ 見込量を確保するための方策

- 訪問入浴サービス事業は、介護保険サービスにも同様のサービスがありますが、地域生活支援事業においても、サービスを必要とする方のために、事業を継続していきます。

(3) 障がい児支援の事業量見込み

従来、平成24年4月からの改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化され、障がい種別に分かれていた施設体系については、通所・入所の利用形態の別により、障がい児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）と障がい児入所支援（福祉型・医療型）に一元化しています。

18歳以上の障がい児施設入所者については、障害者総合支援法の障がい者施策により対応しています。

児童福祉法上の各サービスの内容は、以下のとおりです。

1 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育*を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。

【事業内容】

- 障がい児通園施設からの移行及び新たに児童発達支援センター設置
- 重症心身障がい児（者）通園事業からの移行
- 未就学児が対象

2 医療型児童発達支援

肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障害）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた児童に対して、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

3 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

4 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

【事業内容】

- 放課後等デイサービス（就学児以上が対象）

5 障がい児相談支援

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。

なお、障がい児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者総合支援法に基づき、指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成することとなり、また、入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障がい児支援利用計画の作成対象外となります。

【事業内容】

- 障がい児相談支援（障がい児支援利用計画の作成）

障がい児通所支援、障がい児相談支援の実績

区 分		第3期（実績）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	（人/月）	88	150	160
	（人日/月）	674	1,002	1,190
医療型児童発達支援	（人/月）	3	3	3
	（人日/月）	18	14	16
放課後等デイサービス	（人/月）	74	42	60
	（人日/月）	394	215	304
保育所等訪問支援	（人/月）	0	0	0
	（人日/月）	0	0	0
障害児相談支援	（人/月）	1	6	16
	（人日/月）			

平成26年度の実績は平成26年9月実績

障がい児通所支援、障がい児相談支援の見込み

サービス種別	27年度の見込量		28年度の見込量		29年度の見込量	
	実利用 児童数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用 児童数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用 児童数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】
児童発達支援	200	1,350	205	1,400	210	1,450
医療型児童発達支援	5	20	5	20	5	20
放課後等デイサービス	75	400	80	450	85	500
保育所等訪問支援	1	4	1	4	1	4
障害児相談支援	281		291		301	

第4章 喫緊の重要課題

障がい者実態調査や各団体等から意見をいただいた施策の現状と課題を踏まえ、本市では、次に掲げる4つを喫緊の重要課題として取り組んでいきます。

1 ライフステージを通じた支援

(1) 将来に向けた夢づくりの推進【乳幼児・就学期】

① 現状と課題

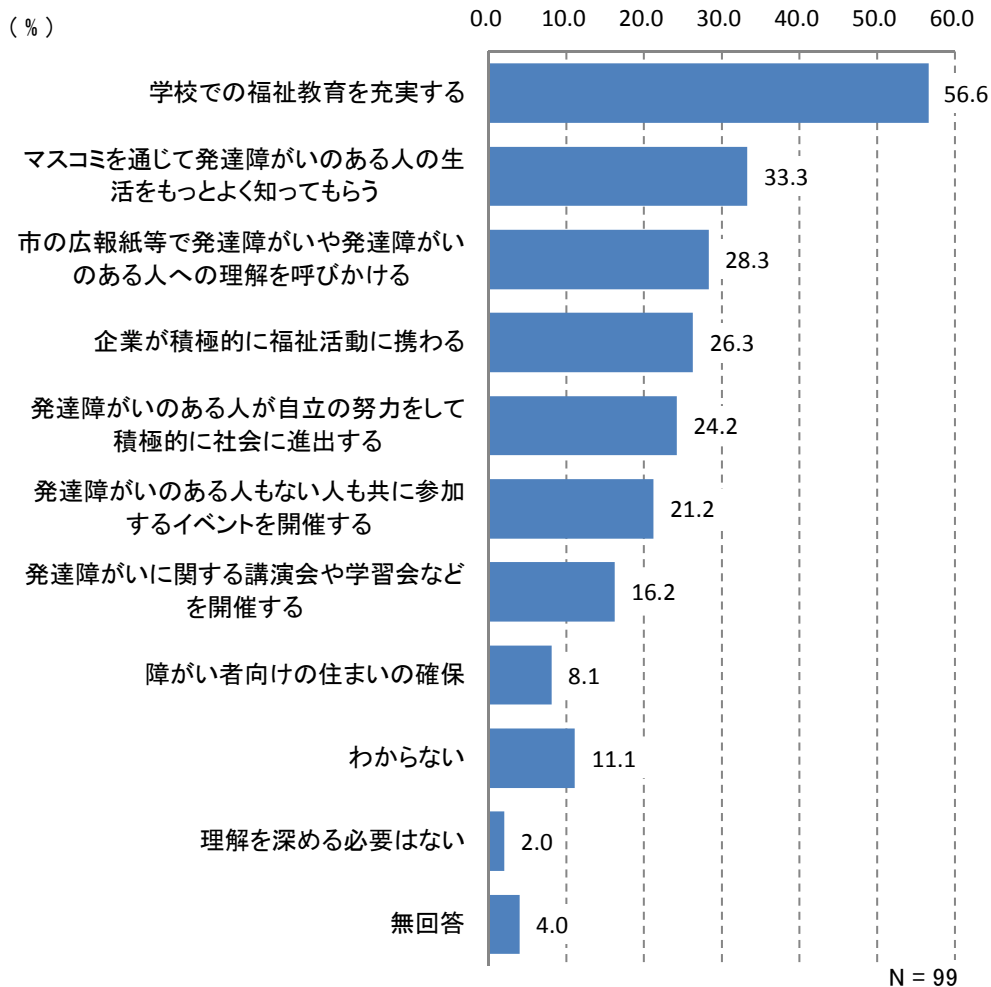
「福祉教育の大切さ」

差別や偏見などの「心のバリア」を取り除き、障がい者に対する理解や認識を深めるためには、できるだけ早い時期から人権や福祉にかかる教育や交流活動を積極的に推進していかなければなりません。また、障がいのある子を持つ家庭は、障がいについて理解し、その特性を受け入れる必要があります。本市では、現在、乳児全戸訪問や乳幼児健診、相談を通じて障がいのある子どもや困り感のある子どもをサポートしていく取り組み及びその環境整備を行っています。

障がい者実態調査では、発達障がいのある人への市民の理解を深めるためには何が重要かという問いに対し、「学校での福祉教育を充実する」（56.6%）との回答が過半数となっていることから、福祉教育等の充実は重要な課題であると言えます。

すべての障がい者に対する支援を継続して実施するとともに、ノーマライゼーション※の理念を市民一人ひとりに浸透させるため、就学期からの社会福祉学習支援事業による福祉教育や人権・福祉にかかる教育・交流活動の取り組みをより充実させ、障がいの有無にかかわらず、ともに尊重しあえる関係づくりをしていかなければなりません。

図表 15 発達障がいのある人への市民の理解を深めるためには何が必要か
 (自閉症・情緒障がいで特別支援学級に通学している子どもの保護者)



資料：総社市障がい者実態調査結果

② 今後の取り組み

乳幼児期から就労まで一貫した支援

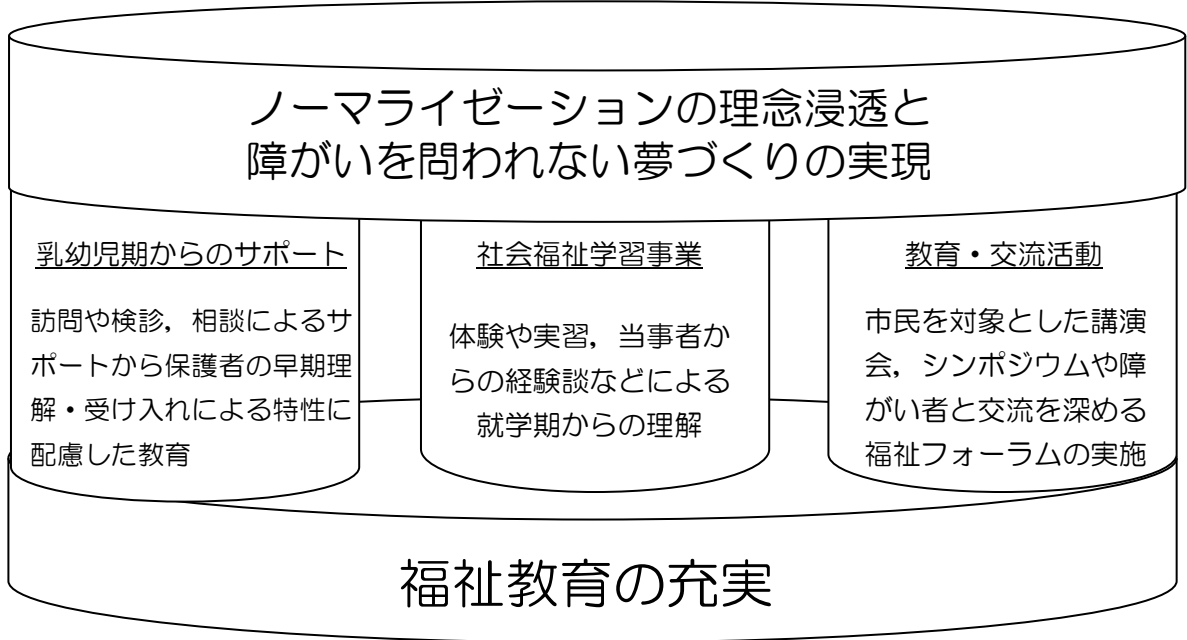
本市における障がい等により支援が必要とされる乳幼児・児童等に対し、乳幼児期から児童期を経て就労の段階まで、関係機関との密接な連携を図りながら、一人ひとりに合わせた継続的な支援等を実施します。

発達障がいの一貫支援フローチャート（図表17）では、乳幼児検診時における気になる子どもとその家族への呼びかけや教育委員会や児童担当部署で実施する「そうじゃ式早期一貫発達サポートシステム」等による積極的な関わりづくりから、関係機関と連携しながら、早期発見・早期対応につながる取り組みを実施します。

また、保育所や幼稚園から小中学校、高等学校、そして就労期まで一貫した支援を実施することにより、将来に向けた「夢づくり」を推進していきます。

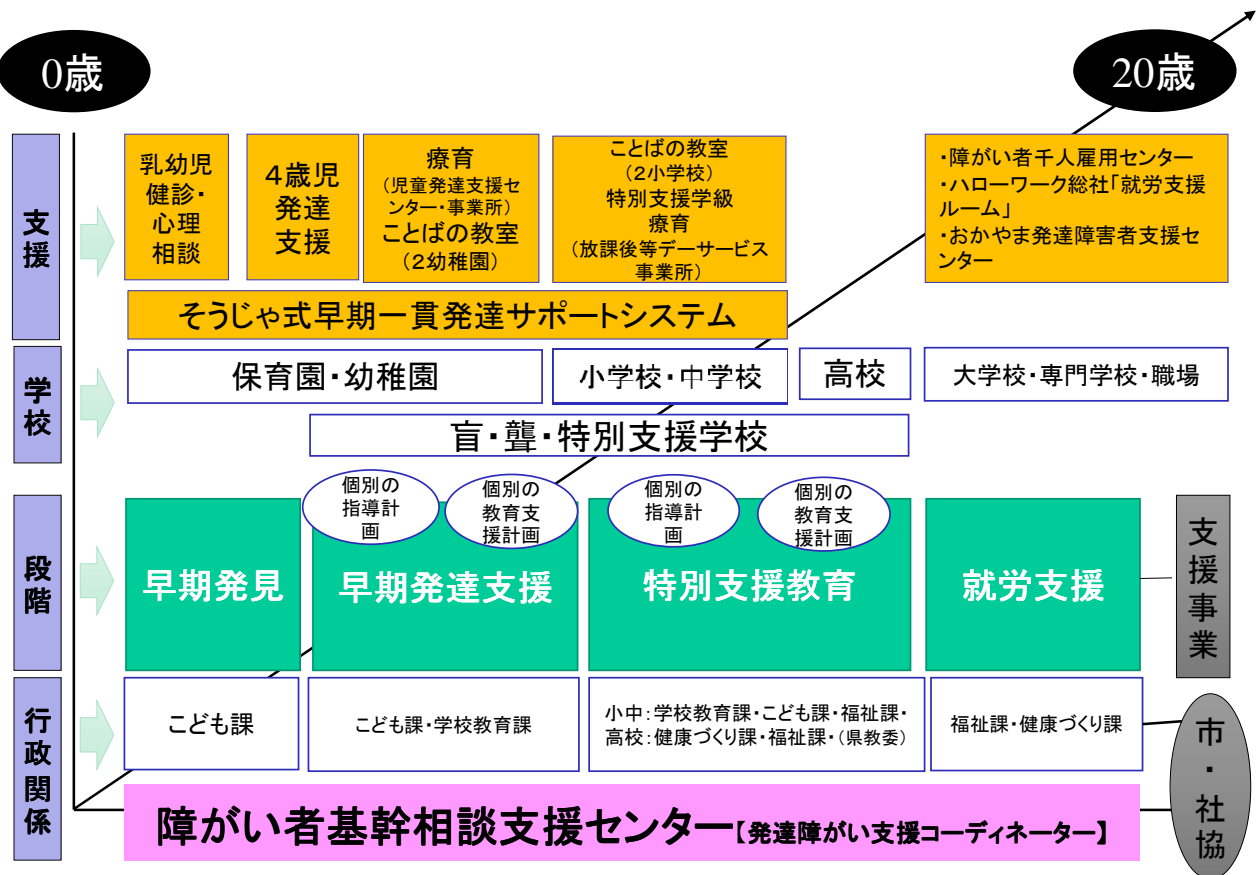
その他、児童福祉法に基づき、障がい児通所支援や障がい児入所支援を実施していきます。

図表 16 福祉教育の充実のための取り組み



資料：福祉課

図表 17 発達障がいの一貫支援フローチャート



資料：福祉課

(2) 「障がい者千人雇用」の実現【就労期】

① 現状と課題

「雇用・就業環境は大幅に良くなっている」

本市の従業員50人以上の企業の障がい者雇用率は、法定雇用率^{*}(2.0%)に対して2.29%(平成26年6月1日現在)となっており、雇用率は上昇してはいますが、これには、福祉的就労事業所が加わったものであり、まだ雇用率未達成の企業があるなど、就労環境は依然厳しい状況が続いています。

一方で、ハローワーク総社を通じた障がい者の求職状況や就職状況は、ここ数年増加傾向にあります。また、実態調査の結果では、現在仕事をしていない人のうち、少なくとも仕事をする意欲のある18歳から64歳までの障がい者の割合は、身体障がい者が67.0%、知的障がい者が69.2%、精神障がい者が56.4%と高い状況になっています。

しかしながら、今後の千人雇用事業の次なるステージに備えるため、4年間の実績から見えてきた、就労事業所の工賃向上や特別支援学校との強い連携体制づくり、働く意欲はあるがマッチングが困難であること、自立に近づくための一般就労への移行などの課題に取り組んでいきます。

図表 18 企業規模別の障がい者雇用状況

平成23年6月1日現在

規模	企業数	労働者数(人)	障がい者数(人)	雇用率(%)
56~99人	16	1,156.0	14	1.21
100~299人	14	2,128.0	28.5	1.34
300人以上	5	2,723.0	49	1.80
計	35	6,007.0	91.5	1.52

平成24年6月1日現在

規模	企業数	労働者数(人)	障がい者数(人)	雇用率(%)
56~99人	15	1,046.5	8	0.76
100~299人	17	2,493.0	36.5	1.46
300人以上	5	2,670.5	50	1.87
計	37	6,210.0	94.5	1.52

平成25年6月1日現在

規模	企業数	労働者数(人)	障がい者数(人)	雇用率(%)
50~99人	16	1,164.5	9	0.77
100~299人	15	2,094.5	32.5	1.55
300人以上	5	2,566.5	46	1.79
計	36	5,825.5	87.5	1.50

平成26年6月1日現在

規模	企業数	労働者数(人)	障がい者数(人)	雇用率(%)
50~99人	19	1,394.5	59.0	4.23
100~299人	12	1,785.5	32.0	1.79
300人以上	6	2,851.0	47.0	1.65
計	37	6,031.0	138.0	2.29

資料：ハローワーク総社

- ・障がい者数には、重度障がい者（実人数×2）及び重度以外の障がい者を含む

図表 19 総社市の障がい者数

	身体	知的	精神	合計
全年齢	2,402人	431人	245人	3,078人
一般的な就労年齢年 (18歳以上65歳未満)	672人	269人	—	941人
(20歳以上65歳未満)	—	—	198人	198人

平成26年4月1日現在

資料：福祉課

- ・身体と知的の重複障がいはダブルカウントあり

図表 20 障がい者の就労者数

	一般就労	福祉的就労
市内事業所	317人	263人
市外事業所	148人	81人
総社市役所	15人	—
小計	480人	344人
合計	824人	

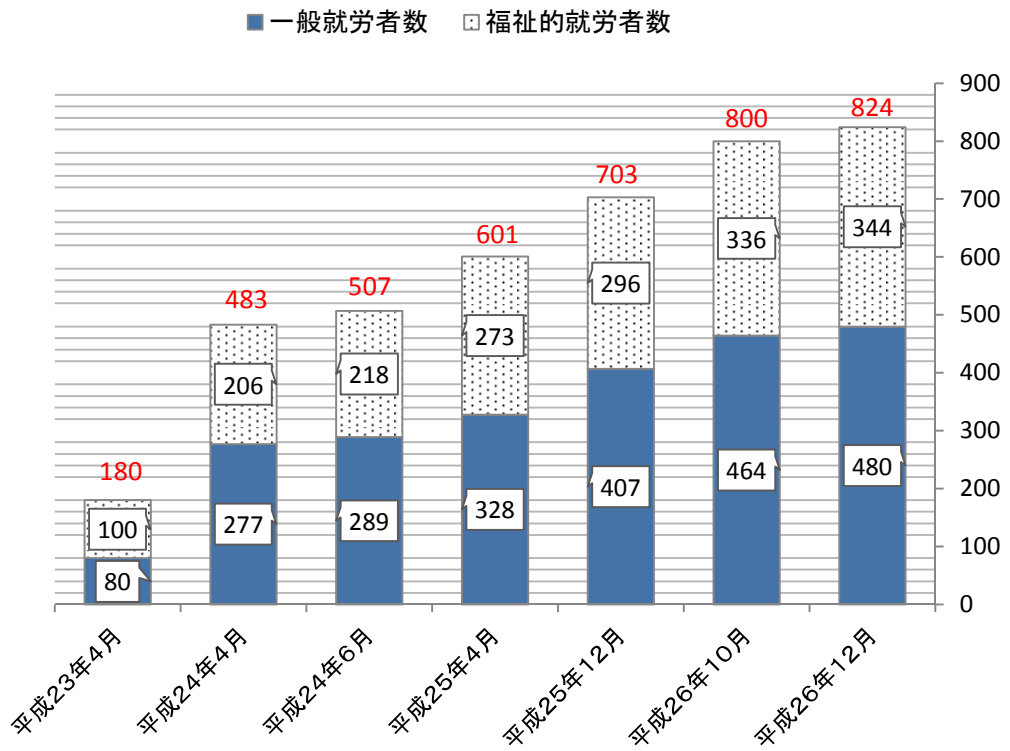
平成26年12月1日現在

資料：福祉課

○障がい者の就労者数については、①から③に該当する障がい者数

- ・総社市内の事業所において就労している障がい者
- ・総社市外の事業所において就労している総社市民の障がい者
- ・就労支援ルームを通じて就労するなど総社市の取り組みに基づき就労している障がい者

図表 21 障がい者千人雇用における就労者数の推移



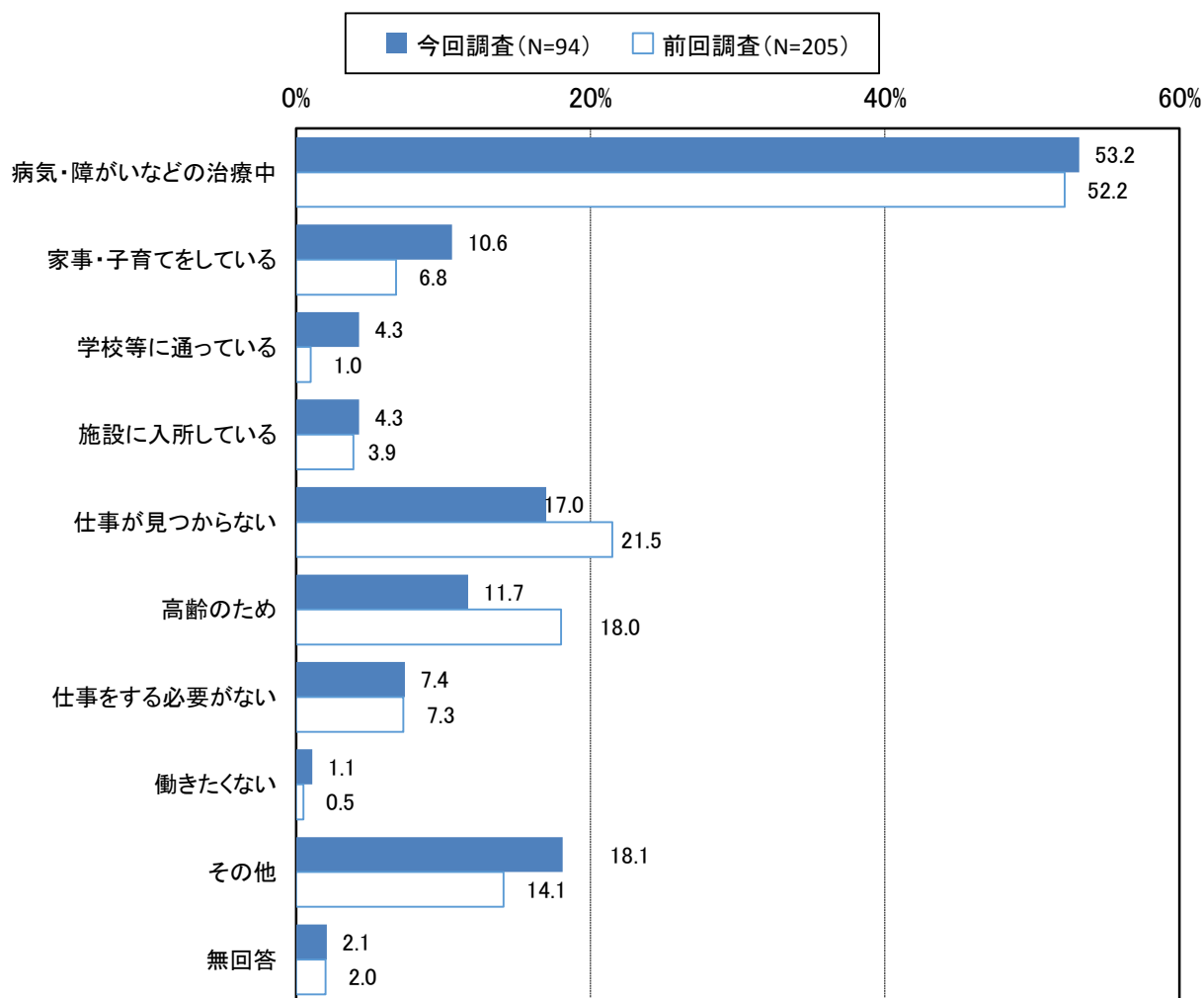
平成26年12月1日現在

資料：福祉課

本市では、平成24年4月に総社市障がい者千人雇用センターを設置し、障がい者の雇用について強力的に取り組んでいます。「総社市障がい者実態調査」の結果では、身体障がい者は、現在仕事をしていない人のうち、「仕事が見つからない」と回答した人の割合は、前回調査（21.5%）から大幅に低くなり、17.0%となっています。

図表 22 働いていない理由

（身体障がい者：18～64歳）

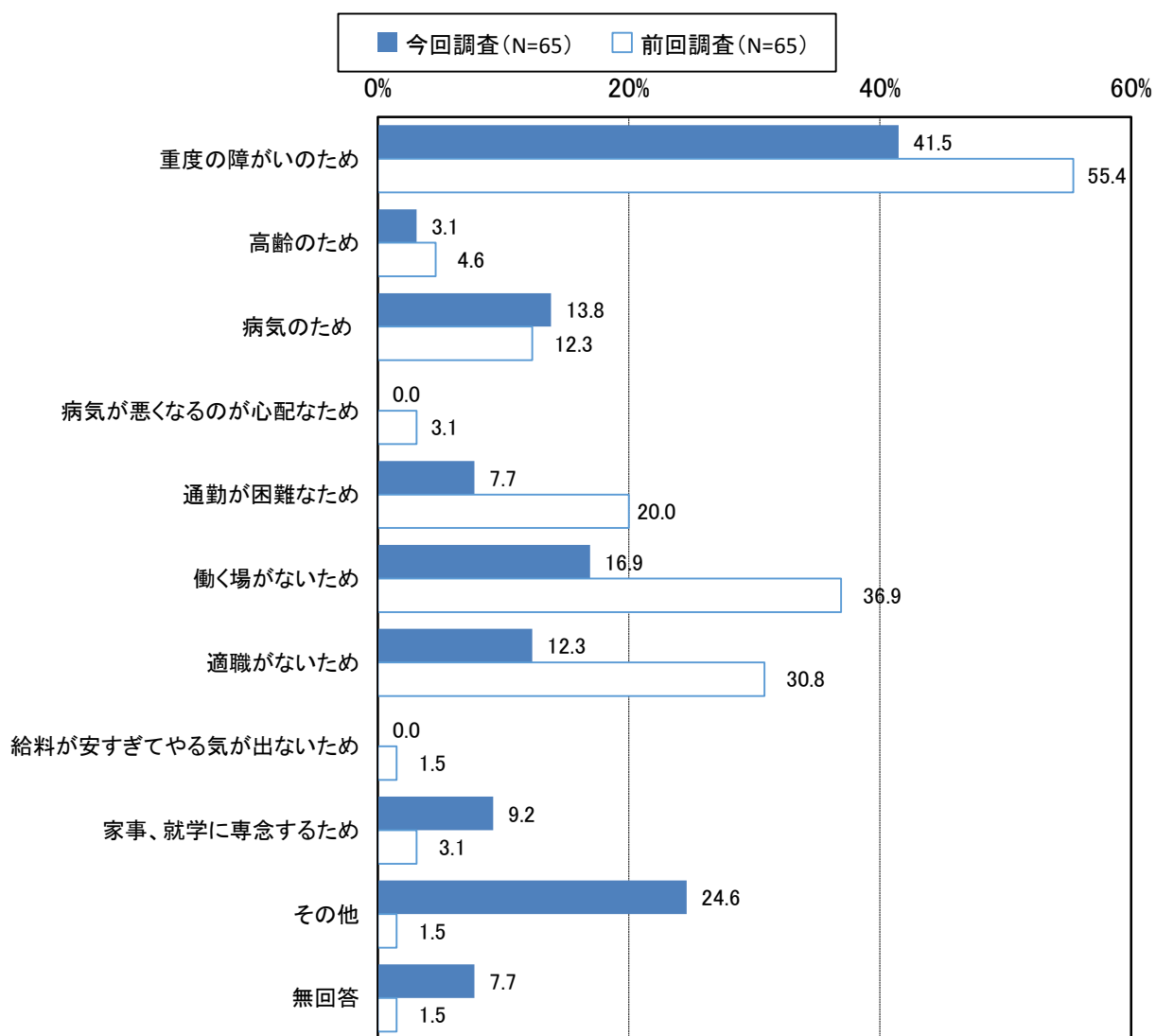


資料：総社市障がい者実態調査結果

知的障がい者では、現在仕事をしていない人のうち、「働く場がないため」と回答した人の割合は、前回調査（36.9%）から大幅に低くなり、16.9%となっています。また、「適職がないため」（30.8%→12.3%）、「通勤が困難なため」（20.0%→7.7%）など、就労を巡る環境は前回調査時点から大幅に変化している様子がみとれます。

図表 23 働いていない理由

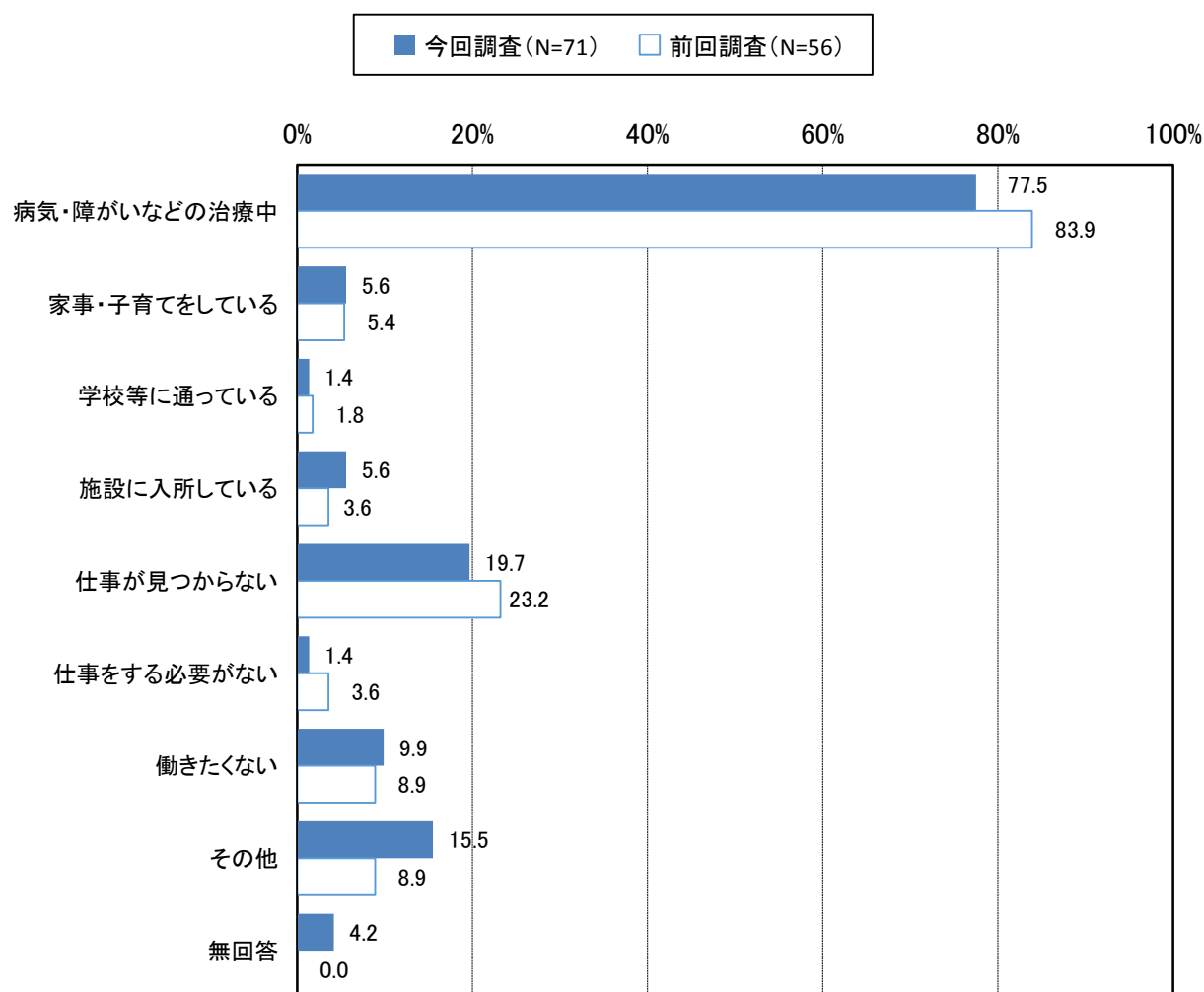
（知的障がい者：18～64歳）



資料：総社市障がい者実態調査結果

精神障がい者では、現在仕事をしていない人のうち、「仕事が見つからない」と回答した人の割合は、前回調査（23.2%）と比べると低下していますが（19.7%）、他の障がい種別と比べるとその幅は限定的だと言えます。

図表 24 働いていない理由
（精神障がい者：18～64歳）



資料：総社市障がい者実態調査結果

② 今後の取り組み

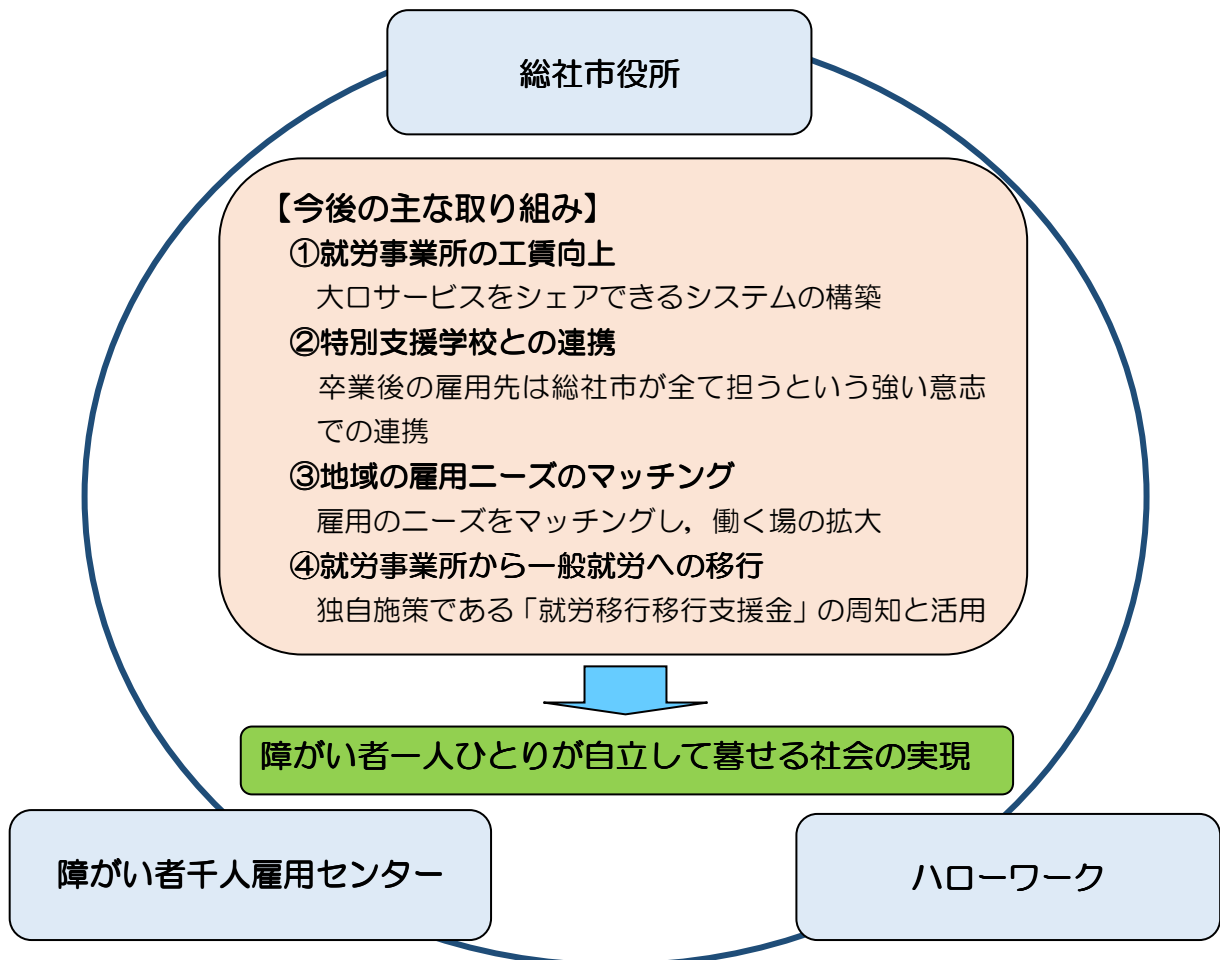
障がい者への就労・生活支援

国が障がい者の就労と生活支援の双方を行う拠点施設と位置づけている障害者就業・生活支援センターと同様の機能を持つ全国初の市単独施設として、平成24年4月から「障がい者千人雇用センター」を設立し、障がい者の自立を目指し、新規就労者・新規就労先の開拓、職場定着に向けた支援や生活支援などを行うことで障がい者雇用の推進を図っています。

また、ハローワーク総社に設置した「就労支援ルーム」及び相談支援の拠点施設である社会福祉法人総社市社会福祉協議会の「障がい者基幹相談支援センター」を活用し、あらゆる障がい者の特性に応じた総合的な就業・生活支援体制を強化していきます。

障がい者千人雇用における就労者数は、平成26年12月1日現在で、824人となっています。障がい者千人雇用事業は、平成27年度が最終年度となりますが、それは1つの通過点としてとらえ、その期間に関わらず、千人の雇用が達成された後も、行政目線の「千人雇用」から当事者目線の「生きがい」「労働の楽しみ」として、障がいのある方1人ひとりの就労・生活支援に努めていきます。

千人雇用を実現し、日本の形を変えていく総社市の体制



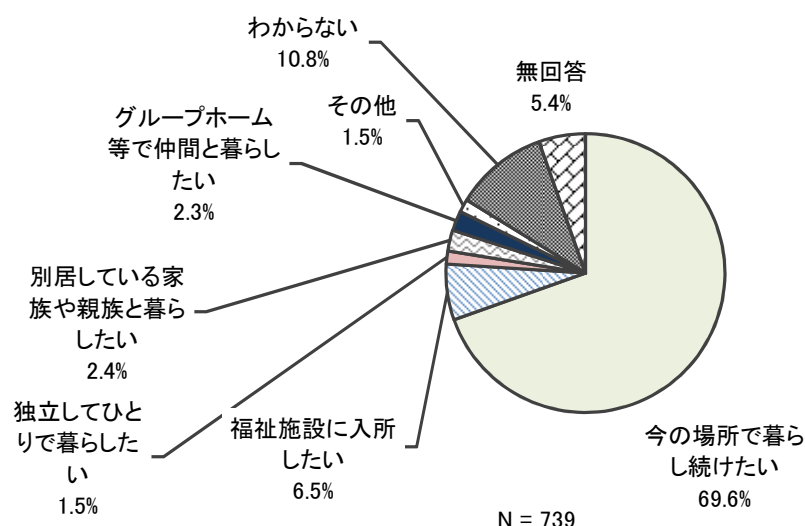
(3) 安心した老後のための居住支援【高齢期】

① 現状と課題

「将来の住まいは、家から地域へ」

本市では、施設のバリアフリー化や市民の利用が多い公共建築物の改修工事についても、できる限り施設改善に努めています。ただ、一方で、家での一人暮らしや家族と同居されている人の将来の居場所や住まいも考えていかなければなりません。現状では、「今の場所で暮らし続けたい」や「別居している家族や親族と暮らしたい」「独立してひとりで暮らしたい」という割合が過半数以上となっており、将来を見据え、施設入所やグループホームでの生活を考えている人は、少数傾向となっています。

図表 25 将来、どのように暮らしたいか。(単数回答)
(身体障がい者)



資料：総社市障がい者実態調査結果

② 今後の取り組み

安心して生活できる居場所づくり

現在、施設入所等を希望されている人だけでなく、将来、家での生活が困難になり、さらに、家族が面倒を見ることができなくなった後、安心して生活できる居場所や住まいとして、自立支援協議会を中心に、福祉施設への入所やグループホームでの生活の活用を検討していきます。

また、公営住宅や民間アパートなどの活用も検討すべく「家から地域へ」、そして最終的には、「終の棲家」となるよう取り組みを推進していきます。

2 相談できる機関の周知と活用

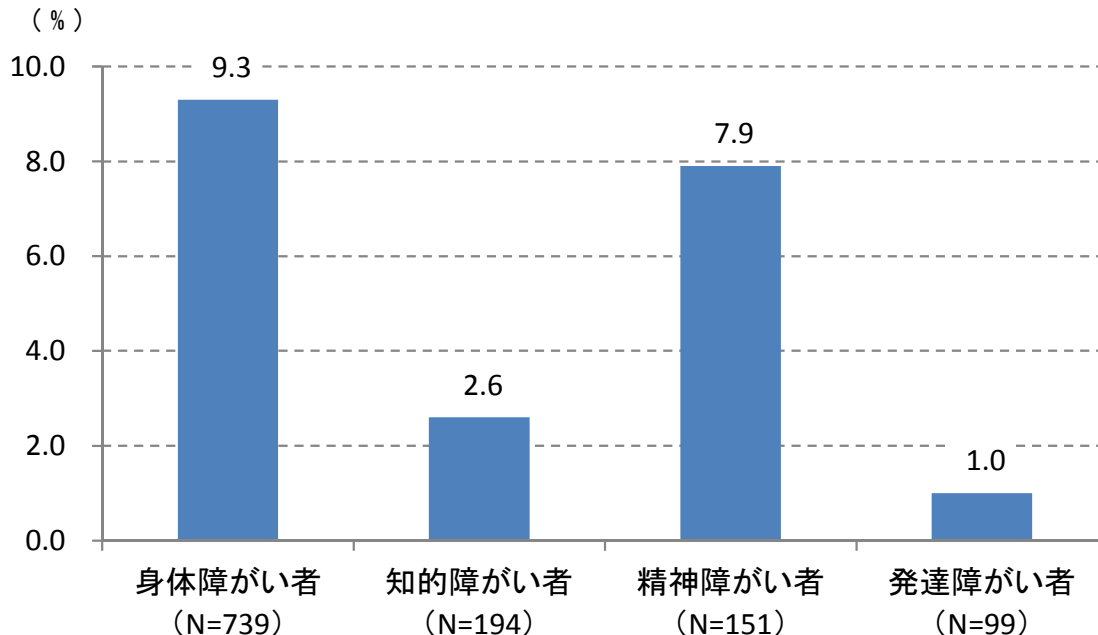
(1) 現状と課題

「不安や悩みの相談先が「無い」人がいる」

障がい者のもつ悩みや問題は、その障がい者の障がい部位や障がい程度、社会状況、年齢などいろいろな要因によって異なります。地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近で相談でき、適切な助言を受けられる相談体制の確立が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

本市では、これまでも身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員児童委員*等による活動や、市役所、相談支援センター等において様々な相談業務を行ってきました。しかしながら、「総社市障がい者実態調査」では、障がい者の不安や悩みの相談先として十分に利用されているとは言えない状況です。また「相談できる人がいない」との回答も少なからずあり、特に身体障がい者（9.3%）、精神障がい者（7.9%）は他の障がい種別と比較して相談できる人がいないと回答した人の割合が高くなる傾向にあります。

図表 26 相談できる人がいない人の割合



資料：総社市障がい者実態調査結果

(2) 今後の取り組み

各分野にわたる相談支援センターの周知と活用

本市では、相談内容に応じて、相談支援センターを設置しています。

相談内容	名称	所在地
雇用	障がい者千人雇用センター	総社市中央一丁目1番3号
障がい福祉サービス	障がい者基幹相談支援センター	
虐待・住まい・犯罪被害など	権利擁護センター	
生活困窮	生活困窮支援センター	

障がい者がより気軽に相談することができるよう障がい者千人雇用センター、障がい者基幹相談支援センターの周知と活用に努めるとともに、権利擁護センターと生活困窮支援センターとも連携を強化していきます。

障がい者とその家族がより気軽に相談することができる障がい者の生活支援、雇用、権利擁護の機能を持った各センターの拠点を1か所に集約しています。このきめ細やかなサポート体制を活用して一人ひとりの生活に密着し、生きがいを持った日々を安心して暮らしていける生活環境を提供していくことに努めます。障がい者が生活苦とならないために、セーフティネットの役割を持つ生活困窮支援センターとも連携を強化していきます。

この相談支援センターは、障がいのある子どもが地域生活へ移行する説明会において、相談支援機関として関わりを持ってもらうことを推進していきます。

また、相談支援における好事例の紹介や困難事例を検証するために、講演会やシンポジウム、報告会などを実施し、その役割を広く周知していきます。

3 差別問題への対応

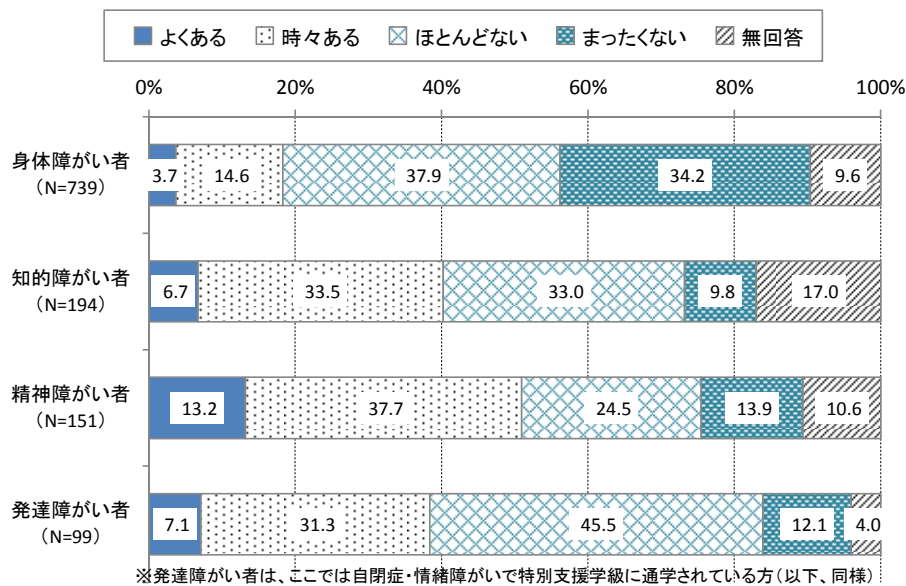
(1) 現状と課題

「障がい者に対する差別は依然として存在している」

「総社市障がい者実態調査」(以下、実態調査)の結果からは、障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたりした経験がある人が依然として多くある現状がうかがえます。

本市では、市ホームページや「広報そうじゃ」及び「社協だより」のほか、啓発用ポスター等を通して幅広い啓発・広報活動を行ってきました。しかしながら、前回調査(平成23年)から比べても、精神障がい者を除きすべての障がい種別で差別が「よくある」「時々ある」と回答した人の割合が高くなっており、これまでの啓発等の取り組みが目に見える効果に繋がっていないことがわかります。

図表 27 差別を受けた経験



資料：総社市障がい者実態調査結果

(2) 今後の取り組み

障害者差別解消法に対応した取組

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)が制定され、平成28年4月1日から施行されます。

本市では、法施行に伴い、障がい者に対する合理的な配慮がなされるべく、地域自立支援協議会等でその対策を検討し、条例等の制定を行います。

4 防災対策の推進

(1) 現状と課題

「災害時に手助けが必要な障がい者は非常に多い」

障がい者が安心して地域で生活するためには、火災や地震等の災害が発生したときなどの非常時において、情報の伝達や避難誘導等が迅速かつ的確に行われ、被害を最小限にとどめることが大切です。また、関係機関や地域との密接な連携をとりながら、災害や犯罪などの被害に遭いやすい障がい者や高齢者に対するきめ細かな防災・防犯対策が必要となります。自治会組織などの積極的な活用や自主防災組織の育成・強化を図り、自助、共助の精神の養成を図るとともに、防災ネットワークづくりを推進していくことも必要となってきます。

「総社市障がい者実態調査」によると、身体障がい者の54.8%、精神障がい者の45.0%が、災害（地震や火事など）で避難が必要になった場合、「手助けが必要」と回答しています。また、知的障がい者の38.7%は災害が起こった場合「自力で避難できるとは思えない」と回答しており、さらに62.4%が避難場所、避難経路を「知らない」と回答しています。

(2) 今後の取り組み

避難行動要支援者名簿等を活用した支援体制の確立

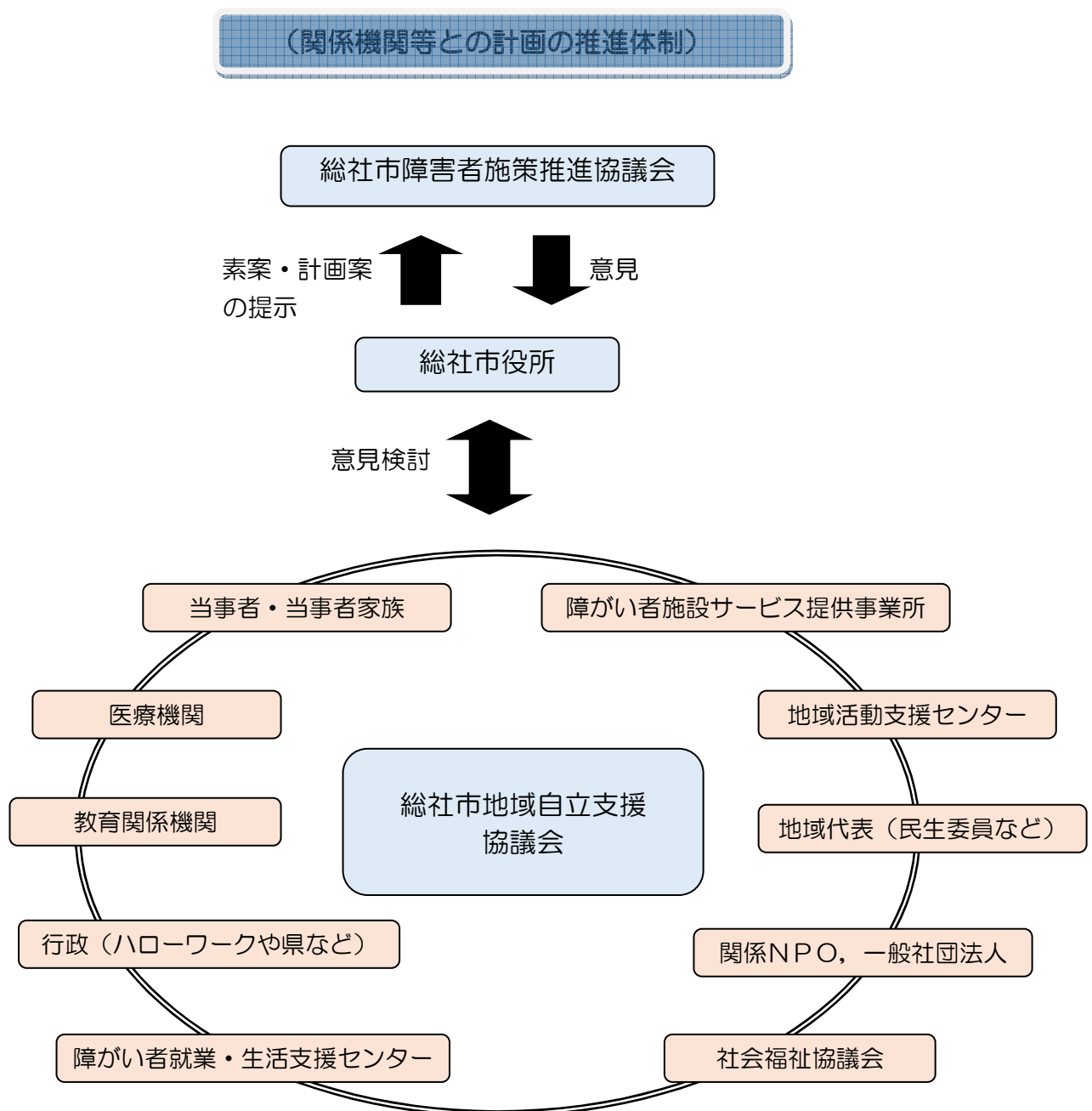
避難場所、避難経路について、今後より一層の周知徹底を図るとともに、各施設においても防災訓練、避難場所・経路の周知を図るなどの必要があります。

そういった中、単身世帯の方や「手助けが必要」とする方々も多く、地域の特性や実情を踏まえつつ、災害発生時に1人でも多くの要支援者の生命と身体を守るという重要な目標を達成するため、災害対策基本法に基づいた「避難行動要支援者名簿」を作成し、実効性のある避難支援が実施されるよう、関係機関や地域とも連携しながら取り組んでいきます。

第5章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行を進めるためには、地域のさまざまな関係機関・団体との連携が不可欠であるため、地域自立支援協議会を中心にハローワークや高齢・障害者雇用支援センター、企業や事業所などの就労に関わる各種団体・機関や医療機関などの保健医療の専門機関、サービス事業者、障害者団体やボランティア、自治会などの地域組織などのさまざまな関係機関・団体との連携・協働に努めます。



2 計画の進行管理

各年度において、サービス見込量などについての達成状況の調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、地域自立支援協議会などの外部機関からの意見反映し、計画を変更することその他の必要な措置を講じます。

(1) 計画におけるPDCAサイクル

基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「評価指標」としています。

PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、各年度において障害者施策推進協議会から点検・評価を受けるとともに、その結果について集約し、計画に反映させていきます。

(障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ)

基本指針

- 障がい福祉計画策定にあたっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込み量の見込み方の提示



計画 (Plan)

- 「基本指針」に即して成果目標及び評価指標を設定するとともに、障がい福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定める。



改善 (Act)

- 中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の見直し等を実施。

実行 (Do)

- 計画の内容を踏まえ、事業を実施する。



評価 (Check)

- 成果目標及び評価指標については、各年度においてその実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい者福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。
- 中間評価の際には、障害者施策推進協議会の意見を聴く。
- 評価指標については、より頻回に実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行う。



(2) 計画のスケジュール

本計画の各年度において、次の内容について、特に順序的に取り組みます。

【平成27年度】

○喫緊の重要課題の取り組み

- ・「障がい者千人雇用」の実現（障がい者千人雇用事業の最終年度）
- ・差別問題への対応（平成28年度施行の障害者差別解消法に対応するための条例等の策定）
- ・防災対策の推進（避難行動要支援者名簿の作成）

○中間評価（成果目標、重点課題等の中間的評価）

【平成28年度】

○喫緊の重要課題の取り組み

- ・障がい者千人雇用事業の継続
- ・障害者差別解消法に伴う合理的な配慮の推進

○中間評価（成果目標、重点課題等の中間的評価）

【平成29年度】

○最終評価（成果目標、重点課題等の最終的評価）

(3) 点検・評価結果の反映

障害者施策推進協議会から、計画の進捗状況や、計画を促進していくための方策について意見・提案等を受け、必要があると認めるときは、計画の見直し等、施策に反映します。

1 近年の主な法整備

1 発達障害者支援法の成立

平成16年12月に、従来の身体障がい、知的障がい及び精神障がいという3つの枠組みでは適切な支援が難しかった自閉症、アスペルガー症候群*などの発達障がいのある人に対して、その定義を明らかにするとともに、発達障がいを早期に発見し、生活全般にわたる支援体制の構築を図るため、「発達障害者支援法」が成立し、平成17年4月に施行されました。

2 障害者雇用促進法の改正

平成17年6月に、障がいのある人の雇用機会の拡大を目指し、福祉施策と雇用施策の有機的連携、精神障がいのある人に対する雇用対策の強化や在宅で就業している障がいのある人への支援などを内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が行われ、平成18年4月に施行されました。これにより、法定雇用率の算定対象に、新たに精神障がいのある人が加えられました。

3 障害者自立支援法の成立

平成17年10月に、サービスの提供主体を住民に身近な自治体である市町村に一元化するとともに、身体・知的・精神といった障がいの種別に関わらず、共通の制度によりサービスを提供することなどを内容とする「障害者自立支援法」が成立し、平成18年4月に施行されました。（一部は平成18年10月施行）

また、平成22年12月には、利用者負担の見直し（応能負担を原則に）、発達障がい障がい者自立支援法の対象となることの明確化、相談支援体制の強化などが規定されました。

4 学校教育法の改正

平成18年6月に、障がいのある生徒一人ひとりのニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育*」の制度化等を内容とする「学校教育法」の改正が行われ、平成19年4月に施行されました。

5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー*新法）の成立

平成18年6月に、高齢者、障がいのある人等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることを目的に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が成立し、平成18年12月に施行されました。

6 障害者基本計画の後期の重点施策実施5か年計画の策定

平成19年12月に、国の「障害者基本計画」（計画期間：平成15年度～平成24年度）の後期の「重点施策実施5か年計画」（計画期間：平成20年度～平成24年度）が策定され、「啓発・広報」、「生活支援」など8分野にわたる重点施策と達成目標が定められました。

7 障害者の権利に関する条約の署名及び発効

平成20年5月に、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」が発効しました。日本は、この条約に平成19年9月に署名を行っており、国においては、条約の批准に向け、国内法の改正等の検討が進められているところです。

8 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の制定

平成23年6月に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、障がいのある人に対する虐待の防止に係る国や自治体の責務等が定められました。

9 障害者基本法の改正

平成23年7月に、障がい者支援の基本原則などを定めた「改正障害者基本法」が成立しました。障がいのある人の就職や教育などあらゆる機会での差別を禁じた「障害者の権利条約」批准に向けた、国内法整備の第1弾と位置付けられます。

10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の成立

「障害者自立支援法」を改め、日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること基本理念として平成25年4月に施行されました。

11 障害者差別解消法の成立

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が制定されました。施行は、平成28年4月1日です。

参考1 障害者基本法第11条第3項（抜粋）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

参考2 障害者総合支援法第88条第1項（抜粋）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 総社市障害者施策推進協議会条例

平成18年6月27日

条例第27号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第26条第4項の規定に基づき、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障がい者に関する施策の推進に必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議させるため、総社市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 障がい者及び障がい者の福祉に関する事業等に従事する者
- (3) 学識経験のある者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、前条第2項第1号及び第2号の委員は、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年総社市条例第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 総社市障害者施策推進協議会名簿

任期：平成25年4月1日～平成27年3月31日

区 分	役 職 名	氏 名
関係行政機関 の職員	総社市教育委員会教育長	山中 榮輔
	岡山県倉敷児童相談所長	山本 繁
	岡山県備中保健所長	徳山 雅之
	倉敷中央公共職業安定所総社出張所長	平尾 有
障がい者及び 福祉関係従事者	社会福祉法人総社市社会福祉協議会会長	風早 豆源
	総社市民生委員児童委員協議会会長	安本 美喜男
	総社市身体障がい者福祉協会会長	近藤 宗人
	総社市手をつなぐ親の会会長	小川 正雄
	NPO法人あゆみの会理事長	高木 光恵
学識経験者	岡山県立大学保健福祉学部教授	難波 峰子
	吉備医師会会長	寺島 直之

※順不同

4 総社市障がい者千人雇用推進条例

平成23年12月19日

条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、障がい者千人雇用の推進に関し、基本理念を定め、市、事業主、商工会議所等（以下「事業主団体」という。）の果たすべき責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、障がい者をはじめ全ての市民が生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 障がい者千人雇用の実現のための雇用の促進と就労の支援は、障がい者が働く権利と義務を持ち、その個性や意欲に応じて能力を発揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加する機会が与えられるものでなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、障がい者の雇用の促進と就労の支援を国、県、事業主、事業主団体及び民間の団体と協力して実施するものとする。

2 市は、積極的に公共施設等のバリアフリー化を推進するものとする。

3 市は、自ら率先して障がい者の雇用に努めるものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、障がい者一人ひとりの特性について理解を深め、その特性に配慮した雇用管理、施設・設備の新築、改修及びバリアフリー化並びに災害時の避難対応を行うなど、障がい者が働きやすい職場環境を整備し、障がい者の雇用の拡大に努めるものとする。

(市と関係がある事業主の責務)

第5条 市と契約を締結し、市の補助金の交付を受け、又は市の公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）について指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の指定を受け、若しくは指定を受けようとする事業主は、市税その他の貴重な財源で賄われる契約代金若しくは補助金を受領し、又は市の事務及び事業の一部を担うことから、その事業活動を通じて市の施策の実施に協力する責務を有するものであって、その雇用する労働者の数に対する障がい者である労働者の数の割合を高めるよう、進んで障がい者の雇用に努めなければならない。

(事業主団体の責務)

第6条 事業主団体は、その構成員である事業主に対し、障がい者の雇用の促進のために必要な情報の提供及び助言に努めなければならない。

(市民の役割)

第7条 市民は、障がい者の特性の理解を深めるとともに、市が実施する障がい者の雇用促進と就労支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(特例子会社設立の支援)

第8条 市は、事業主が行う障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する子会社の設立に当たって支援を行うものとする。

(就業及び生活上の支援)

第9条 市は、法第34条に規定する障害者就業・生活支援センター、社会福祉法人総社市社会福祉

協議会その他関係機関と連携して、障がい者が職業生活における自立を図るための就業の支援及び就業に伴い必要となる日常生活又は社会生活上の支援に努めるものとする。

- 2 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項に規定する共同生活援助を市内で実施する事業者に対し、支援を行うものとする。

（障がい者支援施設等からの物品の買入れ等）

第10条 市は、国等による障害者就労施設等からの物品の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）の趣旨に鑑み、障がい者支援施設等（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所をいう。以下同じ。）において生産活動に従事する障がい者の就労の支援のため、自ら率先して障がい者支援施設等から物品を買入れ、又は役務の提供を受けるとともに、事業主に対して同様の措置を講ずるよう要請するものとする。

- 2 市は、障がい者の雇用に積極的に取り組んでいると認める事業主に対して、市等との契約に当たって、一定の条件を定めて、有利な取り扱いをすることができる。

（啓発活動の実施）

第11条 市は、国、県、事業主団体及び民間の団体と協力して障がい者の雇用と就労、施設のバリアフリー化に関し、事業主及び市民の理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

（顕彰）

第12条 市は、障がい者の雇用に関し、特に優れた取り組みをした事業主の顕彰を行うものとする。

（障がい者千人雇用委員会の設置）

第13条 市長は、障がい者の雇用の場の創設及び拡充、障がい者の雇用促進と就労の安定化を目指し、必要な助言、提言を得るため、総社市障がい者千人雇用委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、20人以内とする。
- 3 委員は、委員会の目的に賛同し、目的の達成を担う一員として積極的に活動する団体・機関等に所属する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 市長は、特に必要があると認めるときは、委員会に有識者等を委員として参画させることができる。

（その他）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（関係条例の一部改正）
- 2 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中障害程度区分認定審査会委員の項の次に次のように加える。

障がい者千人雇用委員会委員	5,900		
---------------	-------	--	--

（検討）

- 3 市長は、この条例の施行後5年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 障がい者団体との意見交換

身体障がい者団体から寄せられた意見（総社市身体障がい者福祉協会）

（運営上の問題点等）

- 若い人が入ってこない。
- 会員の高齢化が進んでいる。
- 地域に住む障がい者が把握できないため、会員の募集ができない。特に若い人の加入が無いため、色々な面で活動が低下してきている。

（地域での役割について）

- みんなの意見をよく聞いて市に相談すること。
- 現在年2回程度しか会員が触れ合う機会がないが、もっと多くの会員が参加し、集える活動ができればと思う。
- 自分の立場に置きかえて協力地域の会員をサポートしていきたいと考えていく。

（福祉サービスについて改善すべきところ）

- サービスは個々に受けているようですが、サービスの内容がよくわかっている人は少ないので、文書にするだけでなく口頭での説明が必要と思う。
- 高齢者が多いため、余暇活動に参加できないこと。
- 一連の窓口までのルートがわかりにくい。

（相談支援について）

- 相談は障がい者の配偶者からが多い。
- 窓口で「障がい福祉のしおり」をもらっているが、何が必要かまいちわからない。

（地域生活・一般就労について）

- 求人のある会社、職場の情報提供、求められている人材の内容の説明がほしい。
- 事前の職業訓練（パソコン等）の場があればよい。
- バリアフリー社会を望む。
- 障がい者トイレの増設を望む。
- 車道と歩道の高さを同じにしているなど、工夫がされていると思う。
- 介護保険にはケアマネージャーが月1くらい様子を見ているが、障がい者にもケアマネージャーのしくみがあってもよいと思う。

（障がい者千人雇用について）

- ・障がい者の一人として大変感謝しています。私自身高齢で必要ありませんがぜひ続けてください。

（その他）

- ・現在、車イスで出かける人が大変多く、一般の人達が障がい者を理解してきてくれていると思いますが、まだまだ偏見がある。常に前向きに考えていただき改善してほしい。
- ・思いとして、障がい者自身も甘えることなく努力してもらいたい。
- ・長期的には、教育面で障がい者への理解、障がいのある子どもたちへの自律支援が大切と思う。

知的障がい者団体から寄せられた意見（総社市手をつなぐ親の会）

（運営上の問題点等）

- ・親子ともに高齢化が進んでいる。
- ・老人ホーム等への入所により会員の減少が続いている。
- ・高齢化していく本人たちの独立した「住まい」の必要性が大きくなってきている。
- ・あらゆる場面で虐待や暴力による行動が起こり、その防止が課題となっている。
- ・就労は増加しているが、反面長続きしない場合もある。活動するたびに移動支援の必要性も出ている。

（地域での役割について）

- ・福祉への理解が定着する社会の中、一般就労、移動方法、住まいの場等の問題がクローズアップされており、親として果たすべき役割を果たしていきたい。
- ・障がい者への理解を社会の人々に啓発をしていきたい。
- ・住まい環境で、バリアフリー化をあらゆる場面で指摘をしていきたい。
- ・本人の就労への心構えや準備を親として行っていく必要がある。
- ・本人たちが生活する中、休日の過ごし方、早間情操の充実のため、楽しめるイベントを組んでいきたい。

（福祉サービスについて改善すべきところ）

- ・目の不自由な子どものための同行援護の充実
- ・家庭での生活の中、子どもの介護の必要性のため短期入所を求める人がいる。
- ・重度障がいの人が特定の医療機関や施設で一定期間支援を受けることが望ましい。
- ・高齢になった時の生活の場の提供
- ・入所施設の整備について、各法人に頑張ってほしい。

（相談支援について）

- 本会では毎月第1火曜日に相談員が交代で相談会を行っている。
- 難しい相談は市の基幹相談支援センターに行ってもらっているが、事業所等とも連携した相談活動をしていきたい。

（地域生活・一般就労について）

- 総社市は他市よりも就労継続支援A型事業所、B型事業所が多く、本人たちにとって自分の行きたい仕事場を選べる環境ができていることはありがたい。
- 目の不自由な本人にとってはバリアフリーのある生活環境をつくる必要がある。

（障がい者千人雇用について）

- 本人たちの就労できる機会を作っていただいていること、多くの事業所が活動していることはありがたいことだと思う。
- 就労した事業所の中には、本人が困ったときのためのアドバイザーを置き、折にふれ提言してできるだけ離職をしないようにしているところもある。
- 心の充実を図るため、楽しい日が多いような行事等を計画することも大切な支援だと思う。
- 仕事を長く続けていくためには、人の話をよく聞くこと、教えてもらう勇気をもつこと、失敗をおそれず進んでいくことが大事である。

（その他）

- 本会は発足以来50有余年多くの子どものたちの心の支えとして活動してきたが、親子の高齢化が進み親たちのリタイアが続いている。
- 福祉の事業所が多くなる中、子どもの仕事の移行はうれしいが、会議などに親が出席しなくなっており、行政や事業所関係の人のみで会が進行している。

精神障がい者団体から寄せられた意見（NPO法人あゆみの会）

（運営上の問題点等）

- 就労継続支援B型事業所では、工賃アップを目指しているが、労働単価も低く、体力、能力に応じた職を持っていますが、現行の請負い作業では低賃金ならざるを得ず打つ手が見つからない。
- 年6回、ボランティアの協力でゆとりの時間、楽しむ会を企画しているが、受動的な活動を一歩進めて労働できることも考えるべきと考える。
- 実生活に即した調理実習を再び取り入れたい。

（地域での役割について）

- 障がい者が自立した日常生活、または社会生活を営むことを目的とし、利用者の意志、人格を

尊重した支援を行っている。

- 対外的に閉じこもりがちな当事者を一歩でも外へ出られる自信をつけられるよう偏見を排除したい。

（福祉サービスについて改善すべきところ）

- 親が行き詰っているにもかかわらず、なかなか援助を受けようとしめない。訪問があれば糸口がつかめるので、きっかけづくりが必要である。
- 福祉サービスの内容について、学習会や研修会があるとよい。
- 体験者の報告会があるとよい。
- 相談支援サービスなどを利用した、障がい者を中心に見据えた個別支援をチームワークで支えることが必要で、孤立化させないことが大切と思う。
- 現在、精神障がい者は精神科で受診すると一割負担ですが、他の障がい者と同様に他科の診療も一割負担となるよう充実してほしい。

（地域生活・一般就労について）

- 閉じこもりの人の退院後の指導を充実させてほしい。
- 保健所，市，社協が一体となった支援を希望する。

（障がい者千人雇用について）

- 指導者，利用者ともに励みになっており，ステップアップする人もいる。

6 自立支援協議会の委員から寄せられた意見（一般）

（福祉サービスについて）

- いたれりつくせりで素晴らしい。
 - 特別支援学校の児童生徒の朝の送りや家族が病気の時のショートステイ
 - 医療的ケアの必要な児童生徒を受け入れてくれる事業所が増えて欲しい。
 - 訪問系サービスについて、内容がわかりにくくもう少し具体的な説明をして頂けたらと思います。
 - 社会参加促進事業について、スポーツ，レクレーション…障がい者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、とありますが、開催しているのでしょうか？
 - 福祉ホーム事業について、場所はどこでしょうか。
行動援護は重度のみではなく中度にも適用してはどうか。
行動援護。重度だけではなく、必要に応じて利用できるの良いと思います。
 - 日中一時支援事業（土日，長期休みの利用ができる所が増えればうれしいです）
- ① 短期入所…・急な利用ができない。
 - 重度心身障がい児の受入れ先がなく困っている人がいる（看護師が必要）
 - ② 近い将来，住む場所が足りなくなる。

- ・特にありません。真剣に取り組んでいると思います。引き続き「ゆうゆう」等における相談援助の充実を望みます。
- ① 学校卒業後すぐにB型事業所に行く場合のアセスメントを行う就労移行事業所が一か所しかない。今後実際にアセスメントできますか。
- ② 施設入所について。入所施設や定員は増えないと思うが、需要は多い。
- ③ 通学の支援（スクールバス停までの付添いなど）に使えるサービスはありますか。
 - ・総社市の障がい福祉サービスの利用方法、内容がわからない。そしてどこで情報提供をしているのかもわからない。
 - ・視覚障害の同行援護を知的障害の人でも使えた方がよい。
 - ・移動支援事業の範囲を広げてほしい。

7 自立支援協議会の委員から寄せられた意見（事業者）

（運営上の問題点等）

- ・利用者に対する福祉的な支援スキル
- ・安定的な事業所運営
- ・発達障がい、精神障がいに関する知識
- ・一般就労を希望する利用者の就労支援
- ・開施時間の延長
- ・休業日の利用の希望相談
- ・駐車場の確保
- ・自社製品を販売する場所
- ・就労継続支援B型事業所…当事業所定員15人に対し、常時利用できている利用者は月平均9～10人程度となっており、経営的には厳しい状況であり、今後短期間での利用者の増加は見込めないのではないかと考えている。
- ・日中一時支援…当事業所では、小学校1年～3年生までが支援対象となっているが、今後現在の開催場所では利用者の増加に対する対応が難しい状況となっている。
- ・正規職員が少ない中での運営となっています。パート等がパート以上の取り組みをしています。給与等の改善をしたいと思います。市に合わせるとのことです。市全体として福祉や介護のメンバーの給与等の改善を望みます。
- ・利用者確保について（定員を満たしていないため）
 - ・工賃の向上。
 - ・場所が狭いこと。
 - ・室内の狭さ。
 - ・戸外の狭さ。
 - ・場所の狭さ。
- ・人材確保について、管理者研修などを受講後、子育てなどの理由で退職したりするので人材育成や確保が大変である。
- ・負担金未払いについて、重要事項説明書に記載が有るが、何回も支払い催促をしても3か月以上未払い。利用停止にすると本児に必要な療育が受けられずトラブルにもなりかねないのでそれもできず、事業所が我慢している。
- ・ハード面の環境整備が必要である。杖を使用している方や、歩行にふらつきがある方がいるが、

手すりが必要な場所に設置できていない。トイレであったり、廊下であったり設備が必要である。また、定員を増員したことにより、各作業室が狭くなっているため、働きやすい環境とはなっていないように思われる。

- 就労移行支援事業では、総社市独自の集団面接会や障がい者千人雇用センターの協力もあり、毎年のように一般企業等に就職ができています。退所者がいる反面、新たに就労移行支援事業の利用を希望する方がいない状況があります。

これまでは就労継続支援B型事業所の利用を希望する支援学校の新規卒業生には制度を説明し、就労移行支援事業を利用して頂いてきました。

しかし、27年度は就労継続支援B型事業所の利用希望者もいない現状であり、就労継続支援事業の継続が困難な状況です。

- 当事業所は、相談支援事業、ヘルパーステーション、地域活動支援センターⅡ型の3事業を行っており、ニーズは高いものの、収益性の部分では相談支援事業をはじめ、あまり高いものとはいえない。
- 児童の方で日中一時支援の利用申請を行っている方が地域活動支援センターⅡ型も日中一時支援的な利用を希望されているが、再度申請書を記入等しないといけない点が煩わしいと訴えられる方もおられた。日中一時支援に比べるとⅡ型は使いにくい印象がある。（利用者負担金については日中一時支援と同様ではある。）
- 放課後等デイサービスと日中一時支援を行っているが、日中一時支援のニーズが多く、スタッフの配置によっては断ることも増えてきている。
- 医療的ケアが必要な利用者の方の見学などの問い合わせが多いが、当事業所は看護師が非常勤であり、勤務時間も不規則であるため利用にはつながっていない。また、現状では常勤で看護師を配置するのは運営上難しい。
- 26年度に新たに生活介護を開設したが、利用者確保が課題である。
- 現在、地域活動支援センターⅢ型を併設しており、併設の利点もあるが、発達障がいの方の対応の違い等、Ⅲ型と就労継続支援B型事業を区別していく必要があるように思っています。
- 未だ売上があがる仕組みができていないため経営が困難である。どうしても経営を重視してしまうため、利用者への支援が十分でないと思う。
- 職員の意識の統一と責任感のある若い職員の育成ができていない。
- 利用者の方を採用する際、数日の研修では判断できず、できる仕事を探すのに困ることがよくある。（職員の負担が大きくなってしまう。）
- 利用施設が老朽化しており、駐輪場や室内の狭さに苦慮している。また、作業にも影響を及ぼしている。
- 職員の確保が難しい。
- 地域活動支援センターⅢ型事業、就労継続支援B型事業、それぞれ特色をもって運営しているが、Ⅲ型への定着が進みにくい。B型事業は工賃アップのための課題がある。
- 市の予算ではまだ十分なことができない

8 用語解説

【あ】

●アスペルガー症候群

発達障がい的一种であり、一般的には「知的障がいが無い自閉症」とされている。

対人関係の障がいや、他者の気持ちの推測力、すなわち心の理論の障がい特徴とされる。

【か】

●学習障がい（LD）

全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論するなどの特定の能力の習得と使用に、著しい困難を示す様々な障がいを指す。

●グループホーム

障がい者が、世話人から日常生活上の援助を受けながら共同生活を行い、地域において自立生活していくための暮らしの場。

【さ】

●自閉症

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわる、などを特徴とする行動の障がいのこと

●身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がいがある18歳以上の者であって、県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる人であることを確認する手帳。

●精神障がい者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がいの状態にあると認められた人に交付する手帳。

●成年後見制度

判断能力が十分ではない知的障がい者、精神障がい者等を保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人等から援助を受ける制度。

●その他の広汎性発達障がい

自閉性精神発達遅滞のこと。精神発達遅滞とは、全般的な知能の発達に遅れがみられ、社会生活にうまく適応できない状態のこと。発達期に低い知能がみられる場合をいう。

【た】

●知的障がい者

知的機能の障がいが発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別な援助を必要とする状態にある人。

●注意欠陥多動性障がい(ADHD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

●特別支援教育

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひと

りの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な】

●ノーマライゼーション

常態化、正常化、標準化。障がい者や高齢者を区別して隔離することは異常(アブノーマル)であり、あらゆる人々が共に暮らしていく社会こそが正常(ノーマル)だという福祉の理念。

【は】

●発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい^{*}、学習障がい^{*}、注意欠陥多動性障がい^{*}その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

●バリアフリー

障がい者が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる段差などの物質的障壁や社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去を行うこと。

●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関について、その雇用している労働者中に占める障がい者の割合が一定率以上でなければならないとされる雇用率のこと。一般民間企業の場合は、従業員50人以上が対象で、2.0%。

●療育

障がい児が医療的配慮のもとで育成されること。

●療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に交付する手帳。

【ま】

●民生委員児童委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、①常に調査を行い、生活状態をつまびらかにしておくこと、②保護を要するものを適切に保護指導すること、③社会福祉事業施設と密接に連絡し、その機能を助けること、④福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、などを職務とする。児童福祉法による児童委員を兼務する。

【ら】

●ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

第4期総社市障がい福祉計画（平成27～29年度）

（計画素案）

平成27年1月

編集・発行 総社市保健福祉部福祉課
〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号
電話 0866-92-8269
